

川崎市社会教育委員会議による提言書

市民活動の成熟をめざして

- 地域での自立と連携 -

平成16年(2004年)3月

川崎市社会教育委員会議

# 目 次

はじめに

市民活動の成熟をめざして ..... 3

## 第1部 「市民がひらく地域の施設」 施設活用部会

第1章 「市民が地域施設をひらいていこう」 ..... 5

(1) 施設活用部会のねらいと活動

(2) 主な市民利用施設一覧

(3) ケーススタディー

市民館「市民自主企画事業」・「市民自主学級」

図書館（麻生図書館）

博物館（市民ミュージアム）

総合型地域スポーツクラブ

高齢者福祉関連施設（田島老人いこいの家、さいわい健康福祉プラザ）

学校施設開放（学校施設の目的外使用）

わくわくプラザ（宮前区菅生小学校わくわくプラザ）

地域教育会議

第2章 施設活用部会まとめ ..... 18

(1) ケーススタディーから見てきた現状

市民が施設のことを認知していない

運営が公設市民主導型になっていない

市民自身の意識が自利的で利他的レベルに向かいにくい

(2) 阻害要因とその改善に向けて

情報提供の抜本的戦略・広報への市民参加

施設の運営方法と行政と市民の協働

公的意識のある市民を育てるために

他都市参考事例 ～生涯学習の市民参加...横浜市青葉区に見る～ ..... 21

## 第2部 「市民がつなぐ青少年の育成環境」 ネットワーク部会

### 第1章 「市民が青少年育成環境をつないでいこう」 ..... 23

- (1) ネットワーク部会のねらいと活動
- (2) 具体的な研究のアプローチ
- (3) ネットワーク部会の研究報告の構成について

### 第2章 青少年をとりまく育成環境 ～縦(時系列)のネットワークを探る～ 25

- (1) 乳児期の子育ての課題とネットワーク
- (2) 幼児期の環境課題とネットワーク作り
- (3) 小学校から見た子どもの育ち
- (4) 中学校との「つながり」を作るために
- (5) 家庭の中での育ちとつながり
- (6) 青少年育成の課題とネットワーク
- (7) 青少年と地域との関わり

### 第3章 ネットワーク部会まとめ ..... 35

- (1) 時系列のネットワークから見えてくるもの
  - 「つながり」が足りない
  - 「場所」が十分ではない
  - 「関係」が希薄化している
- (2) 具体的に「つながり」を作るために
  - 具体的な方策案について～こども文化センターを事例として～
- (3) ネットワークを総括して
- (4) 地域での連携と自立を目指すためのキーワード
- (5) むすび

### おわりにかえて <提言> ..... 38

～ 地域の施設をひらき、市民がつながり、温かいネットワークを築くために ～

#### 参考資料

1. 「市民が主役の社会教育をめざすための川崎市行財政改革プランへの要望」
2. 平成14年度・平成15年度の審議経過
3. 平成14年度・平成15年度川崎市社会教育委員名簿

## はじめに

平成14年5月に発足した今期の川崎市社会教育委員会議のスタートは平穏であった。

前期までの社会教育委員会議が作成した答申書『社会教育施設における市民活動の支援と連携のあり方について(平成12年4月)』と、研究活動報告書『こども はつらつ おとな いきいき～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～(平成14年3月)』を土台とした、展望のある論議であった。それらは、生き生きと学び、市民としての自覚をもつとともに自立した個人として育ちいくための社会教育のあり方と市民活動の発展への仕組みづくりを作り出そう、

川崎に住み、家庭を築き、次世代を担う子どもを育て、居住する地域における諸々の社会活動に参画し、様々な活動を通して川崎地域を誇りに思い喜びとする川崎らしい地域コミュニティを構築しよう、地域社会と市民活動が活性化するために社会教育施策を機能させよう等々であり、また、かねてからの懸案であった社会教育計画と目標とが社会教育施策および事業に反映して実施されているかを評価する方式を策定すること、等々であった。

しかし、平成13年11月に新市長が就任して行財政改革の断行に着手し、平成14年9月に『川崎市行財政改革プラン - 「活力とうるおいのある市民都市・川崎」をめざして』(以下、『川崎市行財政改革プラン』)が公表されたのを受けて、川崎市社会教育委員会議の議論は沸騰したのである。そして、この『川崎市行財政改革プラン』について川崎市社会教育委員の立場から検討した結果をまとめ、平成14年12月に「市民が主役の社会教育をめざすための川崎市行財政改革プランへの要望」として、川崎市教育長に提出した(全文を巻末に掲載してある)。川崎市社会教育委員会議では、危機にある川崎市行財政を立て直すための改革必要性に対して一定の理解をすることはいえ、川崎市における社会教育および市民活動の現状と市民サービスの再構築に対する基本的な考え方とは、以下の点で基本的認識の相違があることを明らかにすることができた。すなわち、市民が主役の社会教育が実現されているか、成熟した市民活動が育っているか、成熟した市民活動への仕組みづくりはできているか、市民活動の場が確保されているか、の4点である。とりわけ、『川崎市行財政改革プラン』の中で述べられている「既に成熟した市民・市民活動がある」という認識の相違は大きく、『川崎市行財政改革プラン』が推し進めようとしている「ソフト系事業を対象とする市民サービスの再構築」という構想策は、市民参加や協働の名のもとに不作為をもたらしかねないのではないかという懸念が払拭されないのは重大であるとの共通した認識が示されたのである。

また、『川崎市行財政改革プラン』では「共創的市民福祉社会構想」として、(1)市民参画による地域主体のまちづくり、(2)社会環境に合わせた施策の再構築、(3)効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築、(4)公平性の観点に立った受益と負担の適正化、という具体策が提

案されている。これらについても、行財政改革の名の下で川崎市の社会教育事業が縮小されかねないという意識を抱いて議論がさらに展開したのである。しかし、また同時に、行財政改革は真の社会教育とは何かということを探る機会をもたらしてもくれたのである。そこで、今期の川崎市社会教育委員会議では、これらの危惧・懸念あるいは展望を徹底的に検証する必要があるとして、川崎市の社会教育関連施設が市民にとって有効なものとなっているか否かを検討する「施設活用部会」、社会教育施策が市民に十分に届いているか否かを検討する「ネットワーク部会」の2部会を構成して、社会教育委員全員がいずれかに参加し報告書を執筆することとなった。その結果、本報告書『市民活動の成熟をめざして - 地域での自立と連携 - 』として結実し、さらに、「市民がひらく」「市民がつなぐ」という2つの鍵概念を提起することができたのである。

しかし、検討しきれなかった課題もある。たとえば、社会教育の現代的意義に対する正当な評価意識が行政内部に育っているか、平成15年に設置された「かわさき教育プラン策定委員会」における生涯学習・社会教育部門と川崎市社会教育委員会議との整合性がきちんと図られているか等々の事項について評価する外部評価機構の設立に関わる課題などである。

さて、川崎市の社会教育委員会議は、小・中・高の学校長が3名、社会教育団体等から推薦された者が8名、学識経験者が7名、そして、市内在住で社会教育経験のある公募委員2名の計20名によって構成されているという特徴がある。公募委員は「川崎市教育委員会社会教育委員、スポーツ振興審議会及び社会教育施設運営審議等委員公募要領(平成14年2月)」によって選任された者である。これら社会教育委員は、社会教育や生涯学習を研究分野とする専門家や、社会教育団体所属あるいは地域でのボランティアな実践者である。従って、その質問や発言は新鮮かつ地域に根ざした示唆に富むもので、それ自体が貴重で重みのあるものである。そこで、川崎市教育委員会においては、この報告内容を真摯に受けとめ尊重され、直ぐにできる施策や視点の転換と創意工夫によって可能となる方策を検討するとともに、大胆かつ着実に、そして先導的に実行するよう努められることを切に望んでいる。

最後に、この研究活動報告書ができるまでの1年半にわたる会議検討に際して、論議を進めるために数々の資料を収集し分析していただいた専門小部会の委員および事務局には、大変な苦勞をしていただいた。ここに感謝の意を記しておく。

## 市民活動の成熟をめざして

### 自己決定・自己責任による地域づくり

「地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」。<sup>1</sup> 国と地方自治体の役割分担を見直し、地域の自主性を主眼とする「地方分権一括法」の施行から4年、自治体によっては「自己決定、自己責任」による個性的で多様な地域づくりへの取組みが進んでいる。

分権型社会において求められているのは、地域が自ら判断し、決定し、責任を負う自治能力である。それは、行政をはじめ地域に暮らす市民、団体、企業等がパートナーシップを組み、対話と協働のプロセスを共有しながら、自分たちの知恵と発想に基づく実践を通して、活力あるいきいきとした地域社会を創っていくことにほかならない。

### 市民としての当事者意識を

こうした地域社会にあって行政と市民はいかにあるべきか。国から自治体への権限と責任の委譲は、行政とともに市民もその一翼を担うのが分権の趣旨である。自分の責任において物事を判断し、決定し、行動できる、そして自分たちの地域は何を必要としているか、課題は何か、解決に向けて何をしなければいけないかなど社会のニーズを関知し、対話し、協働できる、当事者意識を持った市民こそ分権型社会にふさわしい。

主体的に市民活動に参画する一連の過程を通して自分を育て、かつ自分を含むコミュニティの形成にかかわる活動こそ、今もっとも期待される成熟した市民活動といえよう。

### 新しい「公の担い手」

年々活発になるボランティアやNPOなどの市民活動によって、従来の「公」を担う人々の領域が広がってきた。かつて「公」の担い手は、「行政」及び「行政関連の諸団体」という意味合いが強かった。

それが今では、各種の地域ボランティア団体やグループ・サークル、NPO、企業などが地域の課題を先取りし、従来は主に行政が受け持っていた分野で活動するケースが顕著になった。福祉、介護、子育て、自然保護、ゴミ・環境問題、まちづくりなど、そのジャンルは多岐にわたっている。新しい「公の担い手」の登場であり、かつ、分権が国から自治体行政へ、そして行政から住民にまで及んでいることを意味し、地方自治の本旨である住民自治への確かな歩みを物語る一例と言えよう。

一方、行政は深刻な財政難である。川崎市は財政再建団体への転落を回避すべく行財政改革に取り組んでいる。こうした現状では、ますます多様化する住民のニーズや地域課題に行政が十分な対

応をするには限界がある。ここに、新たな「公の担い手」である市民や企業と行政の連携・協働による自治システムの構築が重要な課題として立ち現れる。

## 成熟に向けての歩み

しかしながら、行政とパートナーシップを組み、協働による事業展開を図ることができるほどに市民及び市民活動は成熟していると言えるだろうか。

『川崎市行財政改革プラン』(前出)では、「既に十分に成熟した市民が市民活動を実践している」との記述があるが、『市民1万人アンケート報告書』<sup>ii</sup>を見るかぎり実態は「十分に成熟した」とは言えない。地域活動への参加状況を7区全体で見ると57%、約6割近い人が「自治会や町内会の活動」など15項目挙げられている諸活動の「どれにも参加していない」と答えている。

「成熟」とは、物事が「十分な状況になる」或いは「最も充実した時期に達する」ことであるなら、盛んになってきたとはいえNPO活動はまだ緒についたばかりであり、ボランティア活動についても、社会的な課題への対応には不十分なケースや自己満足の域を出ない活動も多々見られる。総じて、市民及び市民活動はいま成熟に向けての過程にあるというのが妥当であろう。

## 「川崎都民」、青少年の社会教育

加えて、いわゆる「川崎都民」の存在がある。「川崎都民」が川崎市民としてのアイデンティティを持ち、協働のパートナーとして活動するために川崎の社会教育は何をなすべきか。さらに3年後以降、団塊の世代が大挙して定年退職する。その時をもって「都民から市民へ」の意識改革を遂げるターニングポイントとしての機会を提供したい。職業人から市民へ、自らのライフスタイルを再構築し、「川崎を生きる」ことを通して協働への参画を促すためにも、シニア向け“川崎学”の創設が必要であり、生涯学習・社会教育の新たな展開が今後ますます重要になる。

さらに、川崎の未来を担う青少年の育成は、社会教育の大事な課題であることは言うまでもない。学社融合・協働の実践によって生涯学習を軸とするまちづくりを進めると共に、青年を対象とする社会教育の一層の充実が必要である。

以上のような視点から、川崎における生涯学習・社会教育の現状と将来の役割を検証するため、二つの部会に分かれて討議を重ねた。以下、分権の時代における協働の担い手にふさわしい市民活動の成熟に向けて、提言を行なうものである。

---

<sup>i</sup> 「地方自治法」からの抜粋

<sup>ii</sup> 「川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート報告書」(市民局、平成15年3月)

## 第1部「市民がひらく地域の施設」

～ 施設活用部会 ～



## 第1章「市民が地域施設をひらいていこう」

### (1) 施設活用部会のねらいと活動

都市化、少子高齢化、IT革命等、社会の大きな変化は個人の価値観の多様化につながり、個人の価値観を社会的に達成しようとする動きが増大し、特にバブル経済後の閉塞的な社会状況の中で、社会的課題に対して市民が自ら課題解決のために行動を展開する動きが急速に広がり、NPOに代表されるように市民団体の活動が大きくなるとなっており、全国に広がっている。

また、個人単位でのボランティア活動への参加なども活発になり、まさに、市民の力が様々な分野で幅広く社会を動かす原動力となってきた。

このような市民の力は、具体的にどのような場所を拠点として活動しているのだろうか。例えば、市民館の学習・講座から誕生したグループ・サークルや、地域で発生して市民館を活動拠点としている多くの団体、グループ・サークルが図書館、博物館、スポーツ施設や、高齢者の方々のための施設である老人いこいの家、老人福祉センター、学校施設を利用したわくわくプラザ、学校施設開放など、多くの施設を拠点として、趣味的な内容からまちづくり的な内容まで自らの自己実現や課題解決等のために積極的な活動を展開している。

『川崎市行財政改革プラン』では、成熟した市民活動がこれからのまちづくりの中心的存在になっていくと位置付け、本市においても既に十分に成熟した市民が市民活動を実現している中では、従来の行政中心の生涯学習推進から成熟した市民が主導的に生涯学習を推進・展開するようなシステムへの転換が提起されている。

市民活動が多面で積極的に展開され、社会を動かす大きな原動力になりつつあるのは事実であるが、一方では行政への依存度が高い、自己還元的等の市民活動があることも事実であり、全ての市民活動が成熟し、自立した活動となっているとは言えない状況もある。

そこで、最も地域に根ざし、世代的にも児童から高齢者の方々が利用する施設を選び、それらの市民利用施設等を拠点として活動している市民の活動について、限られた範囲ではあるがケーススタディを行い、市民活動の実態について調査した。

具体的に調査した施設の概要などについては次ページの表にまとめたとおりであるが、それぞれの施設の特性や活動している市民活動の実態に応じて星印のついた項目を中心にレポートしている。

## (2) 主な市民利用施設一覧

	利用目的	利用対象	利用時間
<b>市民館</b> (各区に1ヶ所+市内に6分館)	実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上を図る。	団体、グループ・サークル	施設設備点検日(毎月第3月曜日)と年末年始を除いて、 午前9時から午後9時
<b>図書館</b> (各区に1ヶ所+市内に5分館)	図書等の貸出や資料・情報の提供などにより、市民の教育と文化の発展に寄与。	誰でも可(但し、市外利用者には一部制限あり)	館内整理日(毎月第1月曜日)、施設設備点検日(毎月第3月曜日)、館内特別整理期間と年末年始を除いて、 平日:午前9時半から午後7時 土、日、祝日:午前9時半から午後5時(分館は除く)
<b>博物館</b> (市内5ヶ所)	美術、映像、郷土川崎の歴史及び民俗、自然等に関する事業を行い、もって市民の文化の向上に寄与。	誰でも可	月曜日(祝日は開館)、祝日の翌日、年末年始を除いて、 <b>市民ミュージアム、岡本太郎美術館:</b> 午前9時半から午後5時 <b>日本民家園:</b> 午前9時半から午後4時半 <b>青少年科学館:</b> 午前9時半から午後4時45分など
<b>スポーツ施設</b> (市内6ヶ所)	生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図る。	誰でも可	施設設備点検日(毎月第4月曜日)と年末年始を除いて、 午前9時から午後9時
<b>総合型地域スポーツクラブ</b> (市内1カ所)	地域の施設を活用して、地域主導による生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成、まちづくりをすすめる。(スポーツ振興の仕組みであり、地域住民の組織) (12ページ参照)	地域の市民 幼児から高齢者まで	各クラブで地域の状況に応じて設定。
<b>学校施設開放</b> (各学校単位)	地域の児童生徒の安全な遊び場・団体活動の場として、また青少年・地域住民のスポーツ・余暇活動などの生涯学習の場として、学校施設を学校教育に支障の無い範囲で開放し、明るく豊かな市民生活に寄与。	・地域の児童生徒で大人の責任のもとに活動する団体 ・責任者のもとに10人以上で構成された青少年団体、地域住民の団体(夜間校庭の利用者は成人団体)	利用出来る日は、学校教育に支障が認められない日 校庭:午前9時~午後5時まで (夏季休業期間中は6時まで。また、一部の学校では午後6時~9時まで夜間開放を実施) 体育館:午前9時~午後9時 特別教室:午前9時~午後9時 など
<b>わくわくプラザ</b> (小学校区単位)	小学校の施設を活用して、遊び及び集団活動、文化・スポーツ的活動等、同じ学年の児童や異年齢間の児童の交流を促進し、仲間づくりを支援。	・当該小学校に在籍し、保護者の承諾のもとに申込みをした児童(小学1年生から6年生) ・私学及び養護学校に通学する小学生も対象	日曜、祝日、年末年始を除いて、 放課後から午後6時まで ただし、 学校休業日は午前8時30分~午後6時
<b>こども文化センター</b> (中学校区単位)	児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図る。 上記目的に支障のない範囲で、市民活動の地域拠点として場所を提供。	・児童(0歳~18歳未満)及び児童福祉関係者 未就学児の利用は、保護者の同伴が必要 ・児童の健全育成に携わる地域住民 ・市民活動に携わる地域住民	年末年始を除いて、 午前9時30分~午後9時 日曜日・祝日は午後6時まで 午後6時以降の利用は中学生以上から。 ただし、保護者同伴であれば小学生以下の利用も可能。

記載欄の関係で内容を省いている部分もございますので、詳細については各運営主体までお問い合わせください。

利用料金	利用方法	行政と市民の協働体制	利用者の声の反映	運営主体	運営予算	所管局
有料 使用施設、時間等により異なる。	施設利用は団体利用。 各種事業については個人参加。	市民自主企画事業 市民自主学級事業など (8ページ参照)	★ 施設の運営審議会により市民の意見を反映。	教育委員会直営	全額市費	
無料	個人利用	★ ボランティアによるおはなし会や読み聞かせの実施など (9ページ参照)	★ 図書館協議会により市民の意見を反映。			
施設により異なる。 (例)市民ミュージアム 常設展 一般 500円 高校生300円 全施設、中学生以下、 65歳以上は無料	個人、団体は問わず。 ただし、大山街道ふるさと館の施設貸出は団体単位。	★ 市民ミュージアムの友の会、青少年科学館のかわさき自然調査団など (11ページ参照)	★ 施設の協議会等により市民の意見を反映。 入館者アンケート実施。	財団法人川崎市博物館振興財団	市からの委託費、補助金	教育委員会
有料 使用施設、時間等により異なる。	施設利用は団体利用。 各種事業(スポーツデーやトレーニング室の利用)については個人利用。	総合型地域スポーツクラブなど市民と協力したスポーツ教室の企画運営。	各施設ごとに利用者等の意見を反映。	財団法人川崎市生涯学習振興事業団		
年会費を各クラブごとに決めて徴収。	各クラブへ会員登録を行う。	★ 地域の市民が主体で運営。行政は協力。 (12ページ参照)	★ 各クラブを会員(市民)が運営。各クラブで地域住民の意見を反映。	各地域の市民	クラブ会員の会費	
無料 ただし、夜間開放の照明使用料は有料。	団体利用 施設開放運営委員会へ団体登録申請、使用許可申請を行う。 使用後は、利用報告書を提出。	★ 施設開放運営委員会を地域住民と協働して運営。 (14ページ参照)	★ 施設開放運営委員会で市民の意見を反映。	財団法人川崎市生涯学習振興事業団		
無料 ただし、行事などの参加費・おやつ代・任意のスポーツ安全保険加入は実費負担。	個人利用 事前申込み、登録が必要。	★ 児童の自主的な活動を支援するために、スタッフが中心となり、地域のボランティアなどの協力を得ながら企画運営。 (15ページ参照)	★ 必要に応じて利用登録者の保護者を対象とした保護者懇談会を開催し、意見を取り入れている。	・財団法人かわさき市民活動センター	市からの委託費	市民局
無料 ただし、行事などの参加費については有料(実費負担)となる場合あり。	個人利用 当日直接利用。 団体利用 事前に使用許可申請が必要。	・各こども文化センターの運営協議会にて運営や活動を協議。 ・各種事業について、地域のボランティアなどの協力を得ながら企画、実施を行っている。	各館ごとに作られた「こども文化センター運営協議会」(一部設置準備中あり)で市民の意見を反映。	・社会福祉法人青丘社		

## (3) ケーススタディー

### 市民館「市民自主企画事業」・「市民自主学級」

#### 1 概要

- (1) 「市民自主企画事業」：地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術活動の振興や、様々な世代・立場の市民の交流やネットワーク活動など、多様な形態の事業を市民と行政が協働で実施する事業である。
- (2) 「市民自主学級」：地域や社会の課題解決にむけた学習の場を作り、市民の主体的な生涯学習、地域の市民活動の推進を目的とした継続的な学習が条件。内容は課題解決のための知識・情報・生活文化・技術に関する学習。趣味、スポーツ、レクリエーションは対象としない。  
いずれの事業も市民の自主的な企画提案・運営で行っていき、企画提案者(市民)及び市民館運営審議会委員、当該館長等によって構成された選考委員によって企画の実施を決定している。
- (3) 応募状況・運営

企画提案をしたグループは、市民館等で以前から活動を続けてきたグループが多く、前年度からの継続の事業もいくつか見られる。また、各区によって企画のジャンル等に地域性もあらわれている。運営方法も各区によってバラつきが見られる。宮前区の自主企画事業の一つは、企画募集から実施までの様々な過程で、できるだけ多様な市民の取組み(バリエーションのある参加の仕方)を市民が企画し、市民が市民を呼ぶ循環の輪を作っている。

#### 2 課題等

##### 広報と採用・運営の方法の重要性

意欲と関心のある市民、グループに積極的に参加してもらうためには、広く市民に意義が周知される事が重要である。選考過程や運営においても、企画選考委員会や企画運営委員会にできるだけ多く、企画者以外の市民の参画があれば、多様な市民の評価にさらすことにより企画そのものに公共の視点が注入される。また、地域の特性が企画に反映されるのは良いが、同じ内容の企画であっても各区市民館によって選考結果が異なるケースもあるため、選考基準の原則の徹底は必要である。

##### 更なる行政とのきめ細かな協働を

新事業のスタートにともない「成人学校」が廃止されたが、企画提案したグループを含め市民館を拠点に地域で自主的に活動しているグループの多くは、市民館の成人学校や学級をきっかけに誕生し成長してきており、講座で出会った仲間と学習を深め、その知識や経験を生かして地域に学びの場を提供している。このように市民の地域参画への第一歩である成人学校・学級の果たしてきた意義は大きく、ボランティア参加による識字学級や保育学級などの実績もある。こうした市民活動のきっかけ作りの機能が、市民自主企画事業、市民自主学級にも不可欠であろう。更に、市民が企画段階から主体的に参画し、地域での多くの市民と活動を共にすれば、達成感も大きく、仲間への連帯感や地域への愛着は深まるであろう。様々な企画が立ち上がれば上がるだけ、

市民同士の予算、場所の確保のための調整等が必要となってくる。行政はこのような市民と日常的に関わる中での下支え（市民同士の世代間交流による意識のギャップ、人間関係の相談、市民だけでは気づきにくいほかの視点 - 公共・弱者への視点 - の提示等）が大きな仕事となる。また、これらの事業の検証評価を市民教育の見地からも、市民と共に行う事が大切である。市民主体事業を市民主体のまち作り、コミュニティ形成のための一つのシステムとして位置づけるなら、社会教育機関として市民館職員の配置や予算等、根底部分への必要な手当てこそが、長期的には経費削減に寄与していくこととなる。

## 図書館(麻生図書館)

### 1 概要

- (1) 川崎市立図書館は、個人利用者への図書提供ばかりでなく、市民グループの活動拠点として、よりよい地域作りに大きく貢献している。
- (2) 川崎市立の図書館は、住所や勤務地にかかわらず誰もが利用できる先駆的なものである。2002年12月から貸出冊数が10冊に増やされ、翌年1月からはインターネットによる図書検索の本格稼働が始まった。単なる「無料の貸し本屋」でない、「市民の資料・情報サービスの拠点」となることが目指されている。中原図書館が全市的事務機能を担当しているが、基本的に各区の並列館システムとなっており、図書の収集についても各区ごとの特色作りと調整が図られている。
- (3) 麻生図書館と地域市民グループ等との関係

絵本の楽しさを普及する読み聞かせグループ「お話たまたまばこ」は、17年前の開館以来、「母親のための読み聞かせ活動」を行っている。ここ10年間は小学校への出前活動も活発である。

麻生図書館では、この他、様々なボランティアグループが活動しているが、これらのボランティアが図書館のコーディネートにより、学校へ入っていく試みも行われている。

麻生図書館では、布の絵本の製作を手作りグループ「たんぼぼ」及び「もこもこ」に依頼し、活用している。

視覚の不自由な方のために対面・テーブル朗読を行っている「さんざしの会」は会員数が100名近く、川崎市内外で幅広く活動している。麻生図書館の対面朗読室では、ほぼ毎日朗読テープが作成されており、対面朗読も週1・2回の頻度で利用されている。

従来からの読書会では新たな参加者が少なく、高齢化に直面しているところもある。

### 2 課題等

#### 地域ボランティア団体等との連携

麻生図書館の事例からも、公共図書館による、成熟した市民活動と市民主体の地域作りへの貢献が明らかになった。こうした方向性を更に発展させ、現在ある地域団体との関係だけでなく将来的なさまざまな可能性も含めた、市民のパートナーとしての息の長い役割が、公共図書館には求められている。

ところで、図書館では、収集した資料については、「市立図書館全体で一点は保存」との原則を定め、除籍図書はコストをかけて廃棄処分されている。逐次刊行物も、保存雑誌以外は一年間の保存である。一部については、例えば「生涯学習振興事業団」のロビーで自由配布し、自発的に寄せられる「芳志」を福祉に還流させるなど、社会的に意義ある活動が取り組まれている。成熟した市民活動を支援する見地から、こうした可能性は意欲的に追求していきたい。

諸外国ではすでに、除籍図書をカウンターそばに並べておき、利用者に定価の1割程度で販売する習慣が定着しているが、この制度をそのまま導入することには難しさもあるだろう。しかし、地域のボランティア団体がこうした除籍図書をバザー等で販売し、活動資金に換えて地域作りのための有意義な活動を行うことはどうだろう。もちろん、お金に換えなくても、こども文化センター・わくわくプラザ等書架を常設して自由な利用に供するののも一つの手段であろうし、私鉄の協力が得られれば、東京の営団地下鉄の「メトロ文庫」のように開放的な〈ほんのある場所〉が、各駅に提供できる。南北に細長い川崎市は、東西に走る複数の鉄道によって分断されている一方で、これら沿線に自治体を横断した一種のコミュニティが形づくられている。市域を越えて市民生活のより身近なところに本を届けながら、社会的に有意義なモノ（本）とお金をリサイクルさせる方策は、成熟した市民活動の足腰を支えるものであり、今後、さまざまに論議したいものである。

### **インターネット時代の公共図書館**

2003年1月にインターネットによる蔵書検索システムが導入されてから1年も経たぬうちに、市立図書館の図書予約が約3倍に増加した。加えて、全体の2分の1がインターネットからの予約となったことから分かるように、本格的なインターネット時代を迎えて、図書館をさらに地域に開く条件が整ってきた。必要な書籍が図書館に所蔵されていない場合、従来は、司書に相談して所蔵調査・取り寄せの手続きが必要だったが、今やインターネットで公開されていれば、世界中どここの図書館の蔵書でも最寄りのパソコンから検索可能なのであるから、川崎に限らず、公共図書館全体のサービスのあり方も、将来的には大きく変わるのではないだろうか。中・長期的には、近隣自治体の市民が川崎の図書館を利用できるのと同様に、川崎市民も近隣自治体の図書館サービスが享受できるようでありたい。そのための実績作りと、条件整備のための更なる努力が求められている。

### **大学図書館の活用を**

大学図書館といえば、かつては専ら教員・学生の教育と研究のための閉鎖的な機関であった。しかし近年、こうした大学図書館の中に、地域に向けて開放されるところが出はじめている。大学図書館にはそれぞれ特色ある学術書・専門書が集積されており、これらを地域の資産として、市民の高度な学習ニーズに結びつけることには大きな意義があるだろう。市民によりよい情報サービスが提供できるよう、域内における大学図書館との積極的な交流も今後の課題である。可能なところから、各大学図書館のホームページまたは蔵書検索のページと、川崎市図書館のページとが相互にリンクすることも、地域の利用者にとっては有益だろう。

## 博物館(市民ミュージアム)

### 1 概要

(1) 趣旨：考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うことにより、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。(「川崎市市民ミュージアム条例」第1条による)

(2)利用者：1日平均290名(平成14年度)

### 2 課題等

#### 友の会組織の拡充化

現在、市民ミュージアムには友の会組織があり、140名ほど在籍している。設立は平成元年で、毎週1回(土曜日午前)活動を行っている。活動を大きく分けると、ボランティア活動、写真・シルクスクリーン・銅版画・続日本紀・古文書についての研究活動に分けられる。これらの活動はそれぞれ部会に分かれて、友の会として密度の濃い市民活動を行っているものの、組織としては一つの組織であり、一般市民には理解しにくいことから、友の会組織を生かした市民活動が広がっていない状況が見受けられる。

そこで、友の会組織をはっきりと施設ボランティア組織とサークル組織に分け、現在参加している市民を中心に組織を立ち上げ、一般市民に開放できるような組織作りが求められる。また、友の会のない美術館、博物館は組織を立ち上げることが必要である。

#### 夜間開館や夜間公開講座などの拡充

以前、市民ミュージアムでは、夜間開館を行っていたものの、入館者が当初の予定より少なく、現在は取りやめている現状だが、単発的に夜間にコンサート、映画上映会、パフォーマンスなどを開催している。これらの入館者の状況を見ながら検討していくことになるが、美術館、博物館においては、施設の有効活用の視点や、幅広い市民ニーズに応えるためにも、夜間開館、夜間公開講座などの開催を検討していく必要があるのではないだろうか。内容は、展覧会をはじめ、コンサート、シンポジウム、映画上映会、学習講座などの事業が考えられる。

#### 他館との連携事業

現在、他施設と連携して事業を行っているものとして、青少年教育施設同士では連携事業が行われているが、美術館、博物館も他館との連携事業の構築を図るべきである。例えば、共通パンフレットの発行 共通メールマガジン、ニュースの発行 館独自の視点を取り入れながら、他館(他自治体)との連携を図った展覧会などである。

一方、中原区にある市民ミュージアムの周りには、中原市民館、とどろきアリーナ、等々力陸上競技場、等々力緑地がある。多摩区にある岡本太郎美術館、日本民家園の周りには、多摩市民館、

生田緑地、青少年科学館などの施設、市民憩いの場所があるが、それらの施設及び地元区役所、市民館との連携を図ることも検討していく必要がある。

これらによって、川崎市内を問わず、市外からも人が集められる。多くの情報が伝達できる。

一つのテーマからでも多様な観点から事業ができる。市民ニーズに対応したより密度の濃い内容の事業が展開できるなど、様々な効果が見込め、今まで以上に市民に親しまれるミュージアムとなっていく事が期待できる。また、集客力の向上による市民ミュージアムの経営の活性化も期待できる。

### 成熟した市民の力の活用

以上の連携事業を行う際には、美術館、博物館に存在する市民ボランティア、サークル、NPOなど市民の力を活用しながら、事業を展開することが必要である。美術館等にとっては、事業を市民にサポートしてもらうことにより、充実を図ることが可能である。サポートする市民にとっては、事業に参画している充実感、達成感などが実感でき、自分の得意分野、特技を活かす場所となるほか、自分自身が学習したことを他の市民に還元することにもなる。

## 総合型地域スポーツクラブ

### 1 概要

- (1) 趣旨：総合型地域スポーツクラブは、2000年、国（文部科学省）から出された「スポーツ振興基本計画」の重点施策として盛り込まれたクラブ育成事業である。日本では、日常的にスポーツに親しむ人口が欧米諸国に比べて低いといわれている。そこで到達目標として、2010年までに、全国すべての市区町村にクラブを1箇所以上立ち上げ、身近にさまざまな人たちが日常的にスポーツに楽しめる機会を設けることで、成人の50%が週1回以上のスポーツをすることを目指している。
- (2) 経過：これまで、川崎市は各種競技大会やスポーツイベントの開催等を中心とした「生涯スポーツ振興」を推進してきた。しかし、市民のスポーツに対するニーズが多様化し、従来型の競技会やスポーツイベントの開催だけでは、生涯スポーツの振興は困難な状況になってきている。このことに関して、川崎市では「スポーツ振興審議会」において「総合型地域スポーツクラブ」の設置提言、具体的な取組みとして「川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会」を2002年7月に立ち上げて活動をすすめている。現在までの活動としては高津区高津地域をモデル地域として育成連絡協議会が支援・設立を図っている。なお、2002年11月には「平間スポーツレクリエーションクラブ」が誕生している。また、高津、平間以外でもいくつかの地域で取組みがはじまっている。



## 2 課題等

### クラブ創設に向けた意識改革を

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ活動などを通して、地域の課題を解決し地域生活を豊かにするための仕組みである。市内の多くの地域では、高齢者の健康作り、子どもたちの体力作り、小中学生の土曜日・日曜日の過ごし方を豊かにすること、世代間の交流、大人の地域との関わり方を深めることなどが、共通の地域課題となっており、これらの地域課題にスポーツ活動などを通して取り組むものである。

しかし、身近に具体的に活動している総合型地域スポーツクラブが少ないこともあり、意義や内容が地域の住民に十分に理解されていない状況がある。既存のスポーツ団体、サークルにとっても、総合型地域スポーツクラブにどう関わるのか。また、地域へ開かれた団体・サークルとして、地域の公益のために、どのように連携できるのかなどの戸惑いもあり、こうした課題の解決のためにも、地域のための地域主導の新しい仕組みを理解してもらうことが大切であり、総合型地域スポーツクラブの醸成、PRが必要であろう。

### 活動場所の確保を

現在、活動場所の確保についても大きな課題となっている。学校施設は地域住民にとって最適な活動場所だが、現在、地域の施設を利用して活動している住民・団体の理解と協力が必要であり、スポーツ団体の指導者、町会、PTA、青少年指導員、体育指導委員、老人クラブ等の関係者と知恵を出しあって、地域の施設（民間含む）の有効活用を図っていくことが大切であろう。このことは学校施設開放運営委員会のあり方にも関係してくるため、どのような調整機関のあり方が良いかということから検討すべきである。

## 高齢者福祉関連施設(田島老人いこいの家、さいわい健康福祉プラザ)

### 1 概要

#### (1) 趣旨

「田島老人いこいの家」：ミニデイケアのほか、カラオケ、囲碁・将棋、大正琴、書道、健康教室など、趣味や健康に関わるグループ利用や、生け花、手芸などの自主講座を開催しており、高齢者のふれあいや生きがいの場として、さらに虚弱な高齢者を地域で支えあい助け合っていくための福祉活動の拠点となっている。

「さいわい健康福祉プラザ」：健康相談・生活相談に力を入れており、その他に施設の提供や、高齢者の機能回復訓練及びレクリエーション等の健康増進関連の事業や講座を開催し、高齢者のための生涯学習の一端を担っている。

(2) 利用者：40～50人（田島老人いこいの家） 100～110人（さいわい健康福祉プラザ）

## 2 課題

### 施設の有効活用を

現状の施設利用では、ごく一部の高齢者の利用に限られてしまっている。これは、施設自体があまり市民に知られていないことと、施設の魅力不足によるものが大きいと思われる。施設の認知を広めるためにパンフレット等は高齢者のよく利用する場所（銀行・郵便局・スーパー等）に置くなど、広報の充実は、より多くの市民に利用してもらうために必要不可欠である。また、開館時間の延長や、利用者の少ない時間帯には高齢者以外の地域住民でも施設を利用できるようにすることや、利用対象者の幅を広げることによって、青少年と高齢者、地域住民と高齢者といった年齢を超えた世代間交流のある地域コミュニティの拠点として施設を有効活用することは、地域の市民にとって非常に意義のあるものとなるのではないだろうか。老人と言われることを大変嫌がる方も多い事や、利用者が気軽に立ち寄ることができ、様々な世代間の交流を可能にするためにも、施設名称の変更や階層的な講座開設の検討など、施設の利用を横断的に考える体制の検討が、必要となってくると思われる。

### 自主講座の充実と他施設との連携を

現在、各施設での講座の開設は、施設の職員による企画がほとんどで、こうした行政側からの企画の実施は、学習のきっかけ作りという意味で非常に大切で意義のある事ではあるが、施設内の事故等にも神経を使わなければならないこともあり、そうした制限が、講師や利用者にとって不完全燃焼をもたらす結果となってしまっていることもある。特に体を動かす講座は、市民の中から経験者が育ってリーダーになれば、参加者の体力レベルの把握も容易になり、講習を受ける方も講習する方も納得のゆくものとなり、市民の自主的学習にも繋がっていく。市の施設の中には、高齢者向けに様々な手法で事業を企画・実施している施設もあるので、他の施設（市民館・図書館・スポーツセンターなど）を有機的に連携させ、市民全体が生き生きとした人間らしい生活をするための生涯学習を推進できるネットワークの構築が必要となってくるのではないだろうか。

### 市民の自主的で積極的な活動を目指して

市民の中から指導者を育てる仕組みはできても、現状ではうまく機能しておらず、高齢者（市民）の中で成熟した市民が育っていないという問題がある。まち作り活動や自主グループ活動に携わっている高齢者の方々も一部にはいるが、多くの高齢者は地域コミュニティへの参加であるとか、市民活動のリーダーなどにはなりたくないと考えている人が多い。どうしたら、市民活動を行っていくことに生き甲斐を見出せるようになるか。市民活動、コミュニティというのは、自分にとって生き甲斐となりうるものだということを、どうやって知らせていくか。例えば、自分が趣味で作成した作品について、展示や販売のできる場所を確保するなど、自己アピールの場、地域社会から自分は必要とされている事を確認できる場がもっとあれば、少しずつでも意識も変わってくるのではないかと思われる。

## 学校施設開放(学校施設の目的外使用)

### 1 概要

(1) 趣旨：現在、川崎市の学校施設の開放では、社会教育の普及を図ることを目的とした学校施設の継続的な利用と、公共的目的等をもった学校施設の目的外使用という二種類の使われ方がある。

(2) 活動：学校施設の継続の利用については、学校施設開放運営委員会が主となり、平成 15 年度は校庭 157 校（夜間開放を含む）・体育館（161 校）・プール（団体開放 73 校・個人開放 29 校）・特別教室（67 校）を開放している。

学校施設の目的外利用については、学校長・教職員が中心になり、その都度対応している。

今回のケーススタディーでは、目的外使用の際の地域住民と学校の関わり方を中心にみていくこととする。

### 2 課題等

#### 行政と市民の協働体制の強化を

学校施設の目的外使用に対する地域の要求は年々高まってきているが、例えば地域の中で単発的な事業で学校施設を使いたいといった場合、対応は校長の判断によるところが多くなってしまっている。施設を開放する場合には、安全性の確保のために教員や管理職が対応しなければならないケースが多いが、開放に携わる体制が整備されていないのが現状である。あくまで教職員の無償の奉仕ということになっていて、管理責任だけが問われているという側面をもっている。

学校開放において成熟した市民活動がどうあるべきかを考えた場合、学校側の体制に限界がある事を考えると、学校を利用する市民自身が自分たちの手で学校が負担できない部分を補い、担っていくという協働体制の仕組みが必要ではないだろうか。その場合、事故が起きた場合の管理責任等が市民の自主的な活動を進めていく上での阻害要因として考えられるが、傷害保険等への加入や利用者自身の自己責任による施設利用によって、管理責任等の所在を明確にする事が必要である。

学校施設開放運営委員会は、施設利用団体の調整的機関に留まることなく、地域内での市民の自主的な活動の活性化につなげる方策等を様々な市民参加によって見出すことが肝心であろう。

## わくわくプラザ(宮前区菅生小学校わくわくプラザ)

### 1 概要

(1) 趣旨：小学校施設（プラザ室を拠点とし、校庭、体育館）を使って、すべての児童が遊びを楽しみ、交流し、友達作りをしながら地域の人たちと触れ合い、児童も大人も共に生き生きと育ちあう環境・場を作る。

(2) 利用者：平日 60 人～70 人（定員利用 30 人、一般 30 数人。ほぼ半々。）土曜 10 人

親が迎えに来られない子は 4 時半に帰り、来られる子は 6 時に親と一緒に帰る。

(3)運営 : こども文化センター(蔵敷)の事業として実施。

(4)スタッフ: 1日につき、こども文化センター職員1人がスタッフリーダー、他にチーフサポーター(1人)、サポーター(2人)の計4人を基本とし、必要に応じてサポーターを増員配置。チーフサポーター及びサポーターは臨時職員(アルバイト)。

## 2 課題等

### 地域ボランティア団体等との連携を

わくわくプラザ開設の趣旨に「(子どもたちが)地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き共に育ち合う場を創造する」とある。しかし実情は地域の人たちの参加がほとんどなく、スタートしてまだ半年という事情はあるものの、趣旨にはほど遠い。スタッフは現場のメンテナンスに追われ、外部参加・連携の仕組み作り等を考える余裕がない。夏休みには大学生、高校生のボランティアを受け入れているが、より日常的に地域の人たちの参加と協力を得て、スタッフと地域住民との連携・協働の関係を築く必要があり、そのための仕組み作りが急がれる。

### 子どもに人気のある魅力的な遊びや行事を

開設当初は、わくわくプラザに参加する子どもが多く、半面、こども文化センターに行く子どもが激減したようだが、半年を経過した今、一般の子どもの傾向としては、わくわくプラザからこども文化センターへと回帰現象が起きている。このままでは、わくわくプラザは第二の学童保育になってしまうと心配する声があり、仮にそうなると、「すべての小学生」を対象とするこの事業の趣旨から逸脱する。そうならないためにも、幅広い地域の人々の参加による子どものための多様な遊びや行事のプログラム開発が必要である。

### 「地域の子ども」へのベースキャンプとして

学校施設の中とはいえ、わくわくプラザは子どもにとって地域社会を知るいちばん身近な場であり機会である。職業的にも年齢的にも様々な人々と出会い、かつ知りあえる貴重な触れあいの場でもある。いわば、わくわくプラザが、子どもたちにとって地域デビューの有効なベースキャンプとなるよう、地域の大人たちの参加がぜひとも必要である。それは同時に、大人にとっても「共に育ちあう場」として重要であり、成熟した市民活動をめざす一つの過程と位置づけることができる。

## 地域教育会議

### 1 概要

(1)趣旨: 1986年の『いきいきとした川崎の教育をめざして』(川崎市教育懇談会)と、教職員組合の両方からの提言を受け、1990年、地域の子育て・住民主体の地域教育力推進組織として発足。1999年に全51中学校区と行政区に設置。

- (2) 活動：中学校区と行政区の各々の地域で、子どもたちの育成に関わる住民や各種団体からの代表(P T A・子ども会・町内会・青少年育成の為の教育文化福祉関連組織)を構成員とし、各々の地域の特色を生かしながら、地域課題に対応している。

## 2 課題等

### 住民主体の運営組織の確立を

中学校区において、住民主体の事務局体制がとれているところは、まだ3分の1程度である。事務局は中学校や小学校内に設置してあるとしても、住民が主体的に庶務・会計等、運営の核をなすことが本会議の趣旨にかなうことである。学校関係者は事務局員になることより、地域教育会議へ積極的に参加する一委員である方が、地域住民の自発・自立を促すことになる。

### 行政区地域教育会議と中学校区地域教育会議の役割の違いを明確に

中学校区においては、各々の校区実態に根ざした活動を展開しているが、行政区は中学校区や市民館を中心とした市民活動と事業の重なりがみられ、結局地域活動パワーを分散させることになりかねない。

行政区は、各中学校区での事業を統合したり、中学校区単体だけでは解決しにくい区単位の地域の教育課題を積極的に見つけ解決するために、コーディネート力を強化することが求められている。

### 地域をあげて子育て支援体制の構築を

小学生だけでなく、0才からの青少年全般の子育て支援として、地域内での社会・自然体験活動や学校教育支援活動、大人と青少年の居場所作り等を、より多様で、自治的互助的な住民参加により推進できる体制を作る事が更に望まれる。そうすれば教育現場からのニーズにも応えられ、強固な学社融合組織となり得るだろう。

行政区においては、区役所や市民館等の教育行政機関との連携も視野に入れ、行政への提言という双方向の協働作業が密に行われる仕組みに改編される必要がある。

### 地域作りと教育力は一体となろう

学校推進協議会・学校施設開放運営委員会等と連動することは、教育問題にとどまらず、スポーツ・文化などを含めた地域作りに通じている。

各地域でのまち作り活動や生涯学習事業と教育問題は深く関わっているとの認識を持てば、様々な世代の市民(大人・子ども)のネットワークが進み、大人の自己実現の喜びは次世代の市民(子ども)を育む土壌としての地域を豊かにするだろう。

## 第2章 施設活用部会まとめ

### (1) ケーススタディーから見えてきた現状

#### 市民が施設のことを認知していない

川崎市の社会教育・生涯学習施設は、他都市と比較して充実していると言えるのであろうか。しかも、各種の施設に関する情報が市民に普及し身近に感じられているかといえば、そうではない。市民館への相談件数の少なさ一つとっても、こうした施設に関する情報を得て、実際に活用している市民は約130万の市民全体から見ると非常に限られていると言わざるを得ない。

#### 運営が公設市民主導型になっていない

現在、各種の施設が地域の市民に開かれた運営への取り組みをしているが、運営メンバーに市民の席を行政が用意しただけでは、今までの施設利用者等、限定的な関係組織代表の参加にとどまっており、その運営が主体的に市民主導でなされている状況にはない。公設市民主導という言葉をつかうとしても、公と民の協働には至っていないといえよう。

#### 市民自身の意識が自利的で利他的レベルに向かいにくい

施設を利用している市民自身の意識にも問題が感じられる。頻繁な利用をしている市民は、趣味や学習・レクリエーション・スポーツ・文化を通じて、自己実現の充実感・達成感・仲間作りの楽しさを感じているものの、それらの活動を生かして地域課題の解決に役立てるなどの利他的活動にまで広がっていく例は少ない。また、そのグループ内での活動に終始し、他グループとの連携にまでに広がっていく例も少ない。

### (2) 阻害要因とその改善に向けて

#### 情報提供の抜本的戦略・広報への市民参加

高度情報化社会において、市民は日々マスメディア、インターネットを通じた情報の洪水の中に置かれているが、社会教育・生涯学習に関連した情報は、市や市民館等の広報紙や、来館しないことには接しようのないチラシ、ポスターなどのメディアに頼らざるを得ない。これでは施設利用者と非利用者の情報格差は広がる一方であろう。市民社会の成熟を促すためには、抜本的な情報戦略が必要である。その改善策として以下の事が挙げられる。

##### ・ 広報情報の流通拡大をはかる

情報は必要とされるところに届けられなければ意味をもたない。インターネットを利用した高度情報化は低コストで大量の情報を様々な場所に届けることを可能にしている。市内の全施設の

事業案内や利用情報があらゆる施設で一覧できる仕組みを早急に全市的に構築することが望まれる。チラシ、ポスターにおいても、例えば一つの掲示板で子育て関連の他施設での案内も一覧できるコーナーを設置すること等はすぐできることである。

#### ・広報への市民参加

すでに実行されている施設もあるが、行政による情報提供だけでなく、利用市民の手による施設情報は、同じ市民の目線で利用実態がよくわかる情報となる。利用者の生の声も反映され、市民が市民を呼びこむ一助となろう。市民（子どもから大人まで）の市民による市民のための情報提供・発信の場作りは、市民活動の成熟へ向け、重要な鍵となるだろう。

#### ・ミニコミュニケーションの利用

例えば、外国人や自立に助けが必要な市民への働きかけも、市民が友人知人としてのネットワークを利用し、ダイレクトに伝える方が、確実に届く。この方法を実践している市民自主企画事業も見られ、このような情報のミニコミュニケーションは、幅広い市民がお互いに助けあう大きな力となる。こうした情報力を活用するための事業運用の工夫も必要である。

### **施設の運営方法と行政と市民の協働**

様々な施設は、地域の貴重な活動拠点としての有用性が問われている。子育てや青少年の教育問題一つを取り上げても、その背景に地域の抱える様々な問題が複合化している状況の中で、多くの施設利用が今までのように目的的なもの（特に利用対象）に限定されていることは、有用性の面からもマイナスである。こども文化センター、老人いこいの家等、今までの利用目的に主軸を置きながら発展的な運営が模索されているが、既に利用していた固定的な利用者の声だけで運用すると、地域のあらゆる層の市民利用まで広がりにくい。各施設の運営について、仕組み作りの初期段階から、その地域の様々な市民の声を反映し、広く施設に求められるニーズを取り込むことが必要であろう。地域内のあらゆる構成員の利用参加が可能になるような複合的施設になるためには、行政各部局間の調整も必要である。

更に、団体利用だけでなく個人利用への道を開くことは、施設が市民にとって真に身近になるために重要である。そのためのフリースペースの確保（地域の中での出会いの場の常設）、利用者・利用団体の事務局確保等、恒常的に地域に開かれた顔の見える場所作りが急がれる。運営はできるだけ市民自治で行うよう、行政との役割分担を明確にし、予算の裏づけのあるシステムとすることが、市民と行政の協働への道となろう。また、施設の運営を充実させるためには、年度末に事業のあり方、運営運用についての評価を行い、総括することが大切である。利用者の声を集約し、関係者間の認識を一致させることが、使い勝手の良い有用な施設へと作り続ける事になろう。

### **公的意識のある市民を育てるために**

市民の様々な活動には、深まりと広がりに段階があるようである。例えば、やりたいことが見つかる 生涯学習として深まりが出る 仲間が見つかる 自分の居場所が地域に見つかる等の流れ

であり、それぞれにおいて大きな喜びがある。しかし、このような自利的な活動は、自分一人だけ、あるいは少数の仲間作りに満足し、固定的な場所を求めがちで内向きに完結しやすい。一方、自分のやっていることが他の人に喜ばれたり、作った作品が売れる等、他者の評価を受けることは、自分たちの活動の価値を社会的に確認することになる。それが更なる活動意欲を生み出すということを体験的に知っている市民は多いが、それを実現するための方法論が分からない人も多い。様々な活動をコーディネートする組織が地域の中にあり、自利的活動の延長で様々な世代との交流をすることによる「社会」を各施設に展開することで公的市民の自覚が創出される。

また、各施設事業の運営過程において、いろいろな時点で様々な市民参加を呼びかける工夫が必要である。そうすると、市民が市民を呼び込むシステムとなり出会いが広がる。特に若年層や「川崎都民」の参加を促す工夫をしなくてはならない。

そして最後に、公的意識のある市民性を育てるために、彼らのニーズ（例えば、専門的ボランティアの勉強）に対応できる学習が身近な所で（例えば市民館等）受けられるような仕組みが作られることが望まれる。

厳しい行財政改革の中で、本当に求められる社会教育とは何かを考える時、市民が市民を相互に支援しあう場が地域に形成され、行政と真の協働がなされる事を目標とし、地域コミュニティの拠点となる各施設を開かなくてはならないであろう。



## 他都市参考事例 ～生涯学習の市民参加...横浜市青葉区に見る～

### 市民の自主企画・自主運営が定着

横浜市の各区はかなりの部分、区の自由な手法で自主企画事業を行っており、川崎市に隣接する青葉区を参考事例として提示する。広報体制、運営方法、行政と市民の役割分担等は川崎市でも参考にすべきポイントである。

### 1 市民の自由な発想で企画

横浜市の生涯学習推進体制は、「個性ある区作り」の基本方針に基づいている。青葉区は平成6年に緑区から分区したが、地元で生まれ育った人のほかに「横浜都民」が多い。市民の志向が様々なこともあり、区の方針としても、行政が先行するよりは住民の自主的な意向を先に立てようとする姿勢がうかがえる。

生涯学習事業を実施する場としては、まず情報・統括センターとしての生涯学習支援センター（市が尾）が中心である。区内の地区センター・コミュニティハウス（図書室やスポーツ施設を併設する総合的な公民館）の内容がここで分かる。地区センターは区内に6カ所。住民が2つ、3つの地区センターを利用できる距離にある。

### 2 市民がすべて運営する生涯学級

生涯学習事業の種類には次のようなものがある。（市民の自主企画事業は ）

**青葉区生涯学級**...「区民による区民のための学びの場」をうたい、市民主導で実施。委託を受けた運営委員（市民）が自分たちのやりたい講座の企画を打ち出し、開催まで・開催中の運営も行う。郷土史などでは講師になる人も育っているという。

平成15年度までの主な講座のテーマとしては、「メディアリテラシー」、おやじ学級「人生を遊ぼう」、環境問題「エコライフ」など。

**生涯学習自主事業**...成人を対象にした区主催の講演会や学習リーダーの研修会などを開催。

平成15年度は「女性のためのキャリアプランセミナー」

平成14年度は「自主活動グループスキルアップ講習会」、「生涯学習運営委員交流会」

**地区センターの自主事業**...地区センター・コミュニティハウスで自主企画事業（職員が企画）を実施。貸し室（原則無料）は人気があって満室状態。施設の管理・運営は外郭団体に委託している。

**生涯学習支援センター**...学習相談員が2名常駐している。各種のサークルや講師を紹介し、学習機材の貸し出しも行う。

### 3 審査と最終決定は区が行う

市民参加のやり方は「市民から、行政がやってくれではなく、自分たちでやりたい...という声があれば乗る」（青葉区区政推進課生涯学習支援係）というのが基本方針。企画が市民から持ち込

まれ、区が決定するスタイルが定着した。市民から運営委員を募集して、企画決定からカリキュラムの編成、講師の選定、当日の運営まで委員が行う。

しかし、「このテーマでやるかやらないか」の最終決定は区が行う。それは市民全体のニーズから見て問題のない企画かどうかをチェックすることと、営利・宗教・政治以外のものという限定があるためである。

## 4 手法のポイント

### 広報体制

- ・広報原稿からチラシの作成まで市民の運営委員が行っているため、伝えたい内容が盛り込まれる。
- ・告知は行政ルートのほか、ミニコミ紙への掲載を行う。

### 企画のバランス

- ・偏った企画にならないよう、職員が企画段階から助言する。
- ・行政主導だと視野が狭くなりやすいので市民に考えてもらっている。
- ・年代・性別はテーマごとに絞られるが、様々な分野の人たちの参加を心がけている。

### テーマの審査

- ・審査員は区役所の課長以下の関係職員のみ。一般区民による審査会は設けていない。
- ・審査基準は、広く関心が持たれているものかどうか、政治的・思想的に偏っていないか、公正中立が十分確保されているか...など。
- ・テーマの採否は区で判断する。

### 運営委員の活動

- ・運営委員は公募・抽選により選考。域外（隣接の緑区・都筑区など）からも受け入れている。
- ・半年前から運営委員会を開き、委員から意見を出してもらう。
- ・自主企画はすべて5回以上の連続講座。その中に公開講座を設け、それだけでも受けられる。

### 講師の選定

- ・まず運営委員が情報を集めてくる。区職員も他地区で呼んだ講師の情報を提供する。
- ・市民講師の育成は目的にはしていないが、「人材バンク」の整備などを検討している。

### 地域との連携

- ・3年間の活動を終えた後は自主活動グループとして活動してもらうが、同グループは区生涯学習支援センターの協力で、地域での活動を継続する。

## 第2部「市民がつなく青少年の育成環境」

～ ネットワーク部会 ～

## 第1章 「市民が青少年育成環境をつないでいこう」

### (1) ネットワーク部会のねらいと活動

平成15年度の川崎市の生涯学習推進活動は、より豊かで活力ある地域社会の創造を目指して、市民参画に基づいた「成熟した市民活動」の育成、新メディアの利用促進、学習事業の構造化と市民活動との連携の仕組み作り、市民活動の支援のための「場」の確保などの環境整備を柱とし、総合的な推進活動の展開を目指して来たところである。

さて『川崎市行財政改革プラン』においては、市民参画による地域主体のまち作りを目指すための一方策として「市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携」を図るとし、市民利用施設のネットワーク化についての提言を行っている。

市民利用施設の「ネットワーク化」を市民の立場から考えれば、各施設の所管（教育委員会や市民局等）の違いは市民の生活には何ら関わらない事柄であって、市の所管の壁を取り払い、市民利用施設を利用し易い形に変えていくことは、市民にとって望ましい方向と言えるだろう。

ところで、4ページで触れたように『川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート報告書（平成15年3月）』の調査では、約6割近くの市民が地域活動に「何も参加していない」と回答しているわけであるが、地域活動に参加しない理由として、市民の約3割が「参加したいが情報が無い」と回答している。さらに同報告書からは、行政の情報を得る手段として市政だよりも有効であるとの結果が読み取れるものの、かなり多くの市民が潜在的に情報を求めている様子も伺える。このような状況にあって情報を市民に「つないでいく」ことには大きな意義がある。

施設の所管の壁を越えて、市民活動の拠点として各施設が「ネットワーク化」し、有効に利用されることによって、情報が相互に伝わり、市民と行政との協働が新たに生まれる可能性が出てくるだろう。「川崎都民」と呼ばれ、市内の施設を利用しない、或いは、施設の存在や事業内容等を知らない市民も多いが、情報を市民に「つなぐ」ことによって、行政と市民、人と人とのつながりへと発展し、さらに市民活動の成熟化に向けた方向性が促進されることが必要であろう。このような視点から、川崎市社会教育委員会議では、市民活動の成熟を目指して研究を進める中で、施設や人、情報等の「つながり」、「ネットワーク化」の研究が必要であると考え、委員相互の研究協議を重ねてきた。

## (2) 具体的な研究のアプローチ

『川崎市行財政改革プラン』では、ネットワークという言葉を中心に施設・組織面の課題から捉えているが、ネットワークが期待される分野は施設の組織面の課題に留まるものではない。

しかしながら、ネットワークという言葉のイメージは非常に広くかつ曖昧であるので、論議の対象を拡大しては収拾がつかなくなる恐れがある。そこで「ネットワーク部会」の研究協議を進めるにあたっては、川崎市の青少年の育成環境に関するネットワークのあり方に焦点を絞り、生涯学習全体の見地から、施設や局の所管を越えて、青少年をとりまく環境全体についての様々な問題等を視野に入れて考察を進めていくこととした。

まず、子どもが育っていく環境において各々の年代でどのような施設や組織、ネットワーク、つながりがあるか、各年代を輪切りにすることによって位置づけた。そして、子どもが育っていく環境を時系列に沿って見た場合に、いかなるネットワークが見えてくるのか、現状と課題を把握するとともに、「市民活動の成熟」に向け、どこをどのように「つなぐ」事が必要であるかを検討した。こうすることによって輪切りされた年代を時系列につなぐ「縦のネットワーク」となるのである。

そのためのアプローチとして、『川崎市青少年プラン』（市民局、平成12年3月策定）や「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成13年4月施行）等の川崎市における青少年政策の方向性を踏まえ、青少年の育成環境の現状や相互の関わりがどうなっているかを精査することにした。

## (3) ネットワーク部会の研究報告の構成について

子どもの成長過程においては、教育委員会所管の施設・組織だけでなく、様々な（公・民の）施設や組織、人が関わっていくわけであるが、25ページ以降においては、子育て環境での課題解決に向け、子どもの成長段階に応じて存在して活動している様々な施設や組織、人、情報等の「つながり」について現状と課題の考察を行った。

はじめに各年代（乳児、幼児、小学生、中学生以上）のつながりについて、今日の社会環境や課題を踏まえて諸問題を論じ、さらに家庭・保護者、青少年健全育成、地域との関わりといった視点から、年代を超えた青少年全般の課題を明らかにした。

35ページ以降の部会まとめにおいては、青少年の成育過程でのつながりやネットワークについて、縦の時系列から眺めて見えてくる課題の分析と、その解決へ向けた提言やキーワードを探ったのである。

## 第2章 青少年をとりまく育成環境 ～縦(時系列)のネットワークを探る～

### (1) 乳児期の子育ての課題とネットワーク

#### 乳児期の現状

- ・家庭においては、近年、親が大人にならぬままに親になってしまう(「子どもが子どもを育てているようだ」と言われるような)例がある。新生児に対して、かつては保健師による全戸訪問が行われていたが、近年はプライバシーへの配慮もあり、訪問希望の有無を聞いて行うようになっている。また、今の乳児を育てている親達には情報がありすぎて、どうしたらよいか、パニックを起こす例も見受けられる。
- ・地域においては、近所の連帯感(意識)が欠如し、「隣は何をする人ぞ」とばかりに互いに無関心になっている。また、泣き声がうるさいと苦情を言うなど、子育てへの無理解もある。子育て中の親は子どもがいることを遠慮してしまう場合もある。
- ・行政においては、サービス広報の徹底が不十分のままにされている。市民の側も「市政だより」を見なかったり、また「市政だより」がある事を知らない市民もいるのであるから、手のひらから漏れている人達への援助について、行政側のいっそうの工夫が必要である。

#### 乳児期の問題点と課題

- ・家庭においては、核家族化が進んだため、相談相手がいない、または経験を聞くことが出来ないというケースが増えている。引きこもって一人で悩んだり、人生の先輩の話聞くにはどうすればよいか分らず困っている。また、そもそも人との交わり方を知らない、分からないという親もいる。
- ・地域においては、向こう三軒両隣のような親しさがなくなってきている。また、地域の人間が「子どもは地域の大切な宝物」であるという共通意識を持っていない。
- ・行政においてはサービス情報普及の徹底についての工夫が欠かせず、例えば、健診や育児情報などを親にきめ細かく伝えていく配慮が必要であろう。

#### 市民をつないでいくために

- ・家庭においては、家から外へ出て、正しい情報、自分に合った情報を知ることが必要である。まず一歩出ていかないと始まらないので、自分から出て行く勇気も大切であり、相談する人、相談できる場所などを見つけれられる環境作りも必要である。
- ・地域においては、近所の人が一歩かけるなど、一歩出やすいような環境を整えていく必要がある。地域差はあるが、町会、町会の中の班・組単位の機能等、子どものいる家庭を地域の

なるべく小さな単位で見守る事ができる環境作りが必要である。

- ・行政においては、相談する人、相談できる場所を見つけやすくするために、情報提供のためのネットワーク作りが求められる。また、小さな単位で子どものいる家庭を見守るような支援体制作りや、地域との連携を密にし、手のひらから漏れない・落ちないような工夫が必要であろう。

### つながりの事例

既にいくつかの区では子育て支援関係機関の連絡会的な組織が立ち上がっているのですが、さらに発展し、活用しやすいものとする必要がある。例えば、「川崎市子育て支援関係機関連絡会」の場合には、保健福祉センター（旧・保健所）を事務局とし、区役所（区政推進課）、保育園（所）、児童相談所、地域療育センター、総合教育センター、子育て広場、子育て支援センター、社会福祉協議会、教育文化会館の関係者が集い、（隔月開催）地域の子育て環境改善に向けての情報交換、課題の共通認識、市民へのPR（アゼリアでの展示、子育て情報HPの開設）等を行い、市民参加の場もできている。このような取組みをどのように市民へ周知し、つないでいくかが今後の課題であろう。

## (2) 幼児期の環境課題とネットワーク作り

### 家庭という環境と、親の子育て課題(家庭教育力・愛)

人間形成における幼児期の育ちの重要性については古くから広く認識されてきたところであるが、今日の社会経済情勢の中で、大人社会に視点を合わせた生活環境が重視される中、子どもの育ちが軽視されてきてはいないだろうか。

少子化時代を迎え、「エンゼルプラン」等をはじめ、国の様々な子育て支援施策が打ち出され、母親の社会参加や労働支援のみが重視されているかのように受け取られがちである。また、子どもと母親との関係が稀薄化しても子どもは育つものと認識されているように思える。

少年の犯罪の低年齢化が社会問題となり、国の教育改革では中央教育審議会において「生きる力」や「思いやりの心…」という教育目標が掲げられてはいる。しかし、幼児期以降における心の育ちのプロセスや家庭環境、社会環境においては、一番大切な家庭の親子関係・ほのぼのとした暖かな人間関係を垣間見ることが無くなってきたようにも見受けられる。

我が子への関わり方が分からずに傍観者の態度を示したり、教育力について大きな期待を他に寄せ、依存的になってきている面もある。親としての意識や態度の取り方自体も大きな変化がみられ、子どもの育ちに対する不安も現実に社会問題化してきてもいる。核家族化もその一つの要因と言われるが、近隣の連帯意識(=親の仲間作り)を高めるため、町内会活動・市民館活動等の情報提供ができるような体制を構築することも急務であろう。

この家庭教育力の向上と社会教育力の向上とは一体の取組課題と言える。近隣の子育て問題も共有できる人間関係を持つことによって親意識の向上(親学)とつながっていくのである。

## 園(幼稚園、保育園・所ほか)という集団環境の中で(集団教育力・愛)

幼児期の育ちの基本は、家庭の親子関係の有り様にある。幼稚園・保育園(所)において、幼児は大人対子どもの関係(親子)よりも、幼児集団の中での様々な生活体験の中で、その後の人生にとって基本となる事柄を学習していると言えるだろう。集団の中で人と人との関わりの楽しさや難しさを学び、安定した情緒の下で豊かな感性を育て、社会生活を営む上で必要な習慣や態度等を互いに育てあっているのである。

しかし、社会情勢の変化に伴い、幼稚園・保育園(所)の運営の内容が多岐にわたるようになり、就学年齢の引き下げ案等、子どもの育ちよりも親のニーズ優先とも思える施策が文部科学省・厚生労働省から打ち出され、園(所)の対応が揺れ動いている現状と言える。

これらの動きについては、幼児期の発達からみて疑念は感じられるものの、幼稚園・保育園(所)では、より良い育ちを願った実践の研究が展開されており、その実践の取組みについては、それぞれの組織で、ホームページなどを活用して情報を提供するシステムが作られつつある。

## 川崎市幼児教育センター(高津小学校敷地内)の充実とネットワーク作り

幼児期の集団環境(幼・保)の中での育ちについて、課題の研究及び豊富な事例をもとに市民へ情報提供をするなど、行政のソフト面における役割を果たしていく必要がある。

幼稚園や保育園(所)という環境における育ちの課題の対応については、関係団体との連携を密にし、子育てセミナーやイベント等の情報を幼児教育センターで整理し、情報発信できることが望ましい。(母親による自主保育グループ活動の実態等の掌握も含む。)

また、障害のある子どもの親への対応については、現在、南・中・北部の地域療育センターを中心にしているものの、幼児教育センター、幼稚園、保育園(所)との連携は十分とは言えない状況である。

今後、幼児教育センターを幼児教育の中核的な施設として、その機能を充実させていく必要があるだろう。研究実践園や子育て広場だけでなく、私立幼稚園、保育園(所)、市民館、保健福祉センター、地域療育センター等とも密接なつながりを持っていく必要がある。親や園(所)が安心でき、速やかな対応ができるよう、市全体の幼児教育の総合窓口としての機能をより実質的に果たすことが望まれる。

## (3) 小学校から見た子どもの育ち

### 地域のなかでの子どもの育ち

子どもは地域の中に存在し、そこで生活し、良くも悪くも周りの影響を受け成長していく。それ故に、豊かな人間性を育むことのできる環境が必要である。

- ・ 地域の教育力(共育力)の構築

都市化や核家族化等により、地域の間人関係の希薄化や責任感の喪失、また価値観の多様化が生まれ、今まで地域や家庭が果たしてきた役割を十分果たせなくなっている。



子どもを地域社会の一員としてどう育てていくかの視点から、子ども会をはじめとした青少年団体や地域教育会議等による活動を再構築していくことが必要である。

- ・ 遊びの中からの育ち

公共施設・機関等の子どもの利用促進や遊びを通じて、子どもは人間関係の育成や社会的ルールを身につけ、精神的な満足を得て、情緒的にも安定していく。

しかしながら、今日では学力偏重の社会の風潮や、自然に触れあう機会が減少する中で、遊びの機会が減り、遊べない子ども達が増加している。

平成15年には子ども達に遊びの支援等を目的として市内全小学校に「わくわくプラザ」が整備されたが、さらに子ども達が多様に遊べる場の確保として、こども文化センターの利用の充実や公園の使用法の緩和や改善、地域にあるコミュニティ施設（老人いこいの家・市民館等）の子どもへの開放等も必要ではないだろうか。また、遊べない子ども、遊びを知らない子どもに対する大人の支援が大切であり、遊びへの大人意識の変化や、子ども会組織の一層の充実が欠かせない。

### **地域で生きる子どもの居場所作り**

- ・ わくわくプラザと小学校の施設開放。

平成15年11月現在、わくわくプラザには、全市の児童約64,500人のうち約36,400人（56%）が登録し、一日平均約5,700人が利用している。

校庭での様子を見ると、個人遊びや同学年遊び、異学年集団での遊び等、様々である。「思い切り遊べて嬉しい。」「お兄さんがサッカー教えてくれるよ。」「遊びたい時に遊べるからいい。」等と、子ども達の声はおおむね好評である。

今後の課題として、サポーターの資質の向上や安全面への配慮、地域の人々が関わり連携できる体制作りが必要と考えられる。わくわくプラザは当該小学校区のすべての小学生が利用対象ではあるが、登録しない子どもは利用できない。利用児童の把握等の課題はあるが、将来的には登録をしない子どもも利用できる方策を考える必要がある。

平成15年度は、全川崎市立全小・中学校（改築校を除く）及び養護学校2校において「川崎市学校施設開放事業」が行われ、校庭や体育館、音楽室等の特別教室が利用されている。どの学校も土・日を含めほとんど毎日利用されている状況である。学校が地域のスポーツ等の場になっている。

しかしながら、この事業では、団体に入っていない子どもは遊べない。個人として利用できる方法を考えていく必要がある。このことについては、「川崎市総合型地域スポーツクラブ」の早急な整備が待たれるところである。

### **こども文化センターとの連携**

わくわくプラザが整備された今も、小学生の子ども達にとってこども文化センターは地域の中での遊び場である。遊びの場の選択肢が広がったと言える。

また、学校との連携の中で「不登校」や「不登校気味」の子がこども文化センターで過ごしている

例もある。こども文化センターは、子どもの居場所としての機能を持ち続けているのである。

平成15年4月に「こども文化センター条例」等が改正され、利用対象や利用時間が拡大されており、今後のこども文化センターのあり方に注目していきたい。

#### 小学校と異校種間の連携

多くの学校で幼・小や小・中の交流は様々な形で行われている。小学校の1年生が幼稚園児を招待しての小学校一日体験や、小学校6年生の中学校見学、小学校のこども祭りで中学生がブラスバンド演奏をするなど、子ども同士の交流的な内容が多いようである。

学校完全週五日制が施行され、学力保障や遊びの質が問われる中、これからは子ども達の交流だけでなく教師間の相互交流（情報交換・授業参観や実践授業等）を行い、子ども達の成長に合わせた実態を十分把握し、連携を深めていく必要がある。また、放課後の過ごし方として、幼・小・中それぞれの卒業生が親しみを持って母校を訪れ、気さくに教師と話したり、校庭等で遊んだりできるような環境作りも考える必要がある。地域の子ども達を地域の学校全体で見ていく姿勢が大切なのである。

#### 開かれた学校と地域コミュニティ

各学校では「開かれた学校」に向け、地域人材の参加（学習支援や学校教育推進会議等）や学校の情報を地域に向け発信する等、様々な工夫を重ねている。

また、学校を利用して、学校施設開放事業やわくわくプラザ、コミュニティルーム等の事業が行われているが、市民の身近な場所にあることを考えれば、学校の地域コミュニティ拠点としての役割はさらに増していくであろう。

校庭や体育館、特別教室などの開放は、学校教育の妨げにならない範囲で、今後も進めるべきであると考えが、児童数が減少している一部の学校を除いて、新たに地域に開放する教室はほとんどなくなってきているのが現状である。生涯学習体制の中で学校を考えた時、その施設、設備をどう活用するか、これからの論議が必要である。

### **(4) 中学校との「つながり」を作るために**

#### 小学校との連携

家庭教育から学校教育へという小学校入学から考えれば、中学校への入学は比較的低い壁とも言えるが、それでも子どもや保護者は期待や希望と共に不安を抱いている。小・中学校で不適応を起こす子どもの学年を見ると、小学校5、6年生から中学校1年生への移行時期に急激に増加している。子ども達がスムーズに次の段階へ進めるよう、小・中学校の日頃の連携が重要である。学校や地域によって違いはあるが、スムーズな移行への努力として、小学生の中学校体験入学、教員同士の交換授業の実施や授業参観、互いの学校行事への参加と協力、地域教育会議の子ども会議の活用など学校事情にあった試みが行われ、互いの学校の教育効果を高めると同時に、その間にある隙間を埋める努力がなされている。

今後も更なる連携が必要であるが、大切なことは同じ地域の子ども達を育てているという

共通意識である。小・中学校の違いはあっても、関係者が互いに切磋琢磨してその責任を果たすと共に、子どもの成長に伴う喜びや苦しみを共有していく必要がある。

## こども文化センター

中学校区内に一か所は設置されているこども文化センターへの、地域の子どもの児童厚生施設としての期待は大きい。特に、平成 15 年度から中・高校生の居場所作りという視点から開放時間等を大幅に延長したことは評価できる。地域に根差した活動や子ども達のニーズに応えられる活動をこれまで以上に推進できるようになった。

一方、開放時間の延長等により、確かに中・高校生も利用しやすくなったが、部活動や塾通いで忙しい中学生の利用はまだ少ない。その反面、施設利用のルールを守らない子ども達も一部いて、その対応に苦慮している様子もうかがわれる。

現在は新システムのスタートでいろいろな課題が生じているかと思われるが、次のように地域力を結集するよう努力し、地域の子どもの健全育成を担う拠点として機能させる必要がある。

- ・ 専任スタッフの資質向上と地域ボランティアの参加促進。
- ・ 中学校区地域教育会議の拠点として機能できるよう、域内の各小・中学校との情報交換等、さらなる連携強化を図る。
- ・ こども文化センターの運営にあたっては、「子どもの権利に関する条例」の精神に沿って子どもの意見を取り入れ、子どもの参加を促進していく。(こども運営会議の設置と活動の充実等)

## (5) 家庭の中での育ちとつながり

### 家庭の中の子ども

本来、子ども達が安心できる安全な「居場所」は家庭であろうが、しかし、その「居場所」も様々な状況である。そして安全な「居場所」であるはずの家庭の中で傷ついている子ども達がいることは深刻な問題である。今日、家庭内の悲惨な事件や虐待が頻発している状況を見ても、今や家庭は子どもにとって安全な居場所ではなくなりつつある。子どもの育成にとって最も重要であり、基盤となるべき親と子どものつながり、絆が失われつつあることは大いに案じられる事態である。

原因は様々であろうが、その一つは保護者の一方的な考え方にあるのではないか。例えば「条件付きの愛」(「100点を取ったら愛してあげる」)のように、自分達の視点を押し付けた愛情表現しかできない例が多く見受けられる。

このような中で、果たして家庭の大人達から見て、「ネットワーク」「つながり」と言えるものが今どれだけあるだろうか。

## こどもの居場所

家庭から子ども達が一步外へ出た時はどうだろうか。川崎市の場合にはこども文化センターやわくわくプラザがあるが、子ども達による利用の現状はどうであろうか。それぞれの場所には、どのように子ども達は集まるのだろうか。

自分達の子どもが、その場所で、どう過ごすのか、どう過ごしたのか。また、居場所に行けない子どもは、どこにその場所を持っているのだろうか、例えば、友達の家であったり、「家庭」であったりするのか。保護者として知っておくべきことであろう。

こども文化センターにしてもわくわくプラザにしても、異学年の子どもと知りあえる場所であるが、そこにはそこなりのルールがあり、大人の目がある場所でもある。子どもの健全育成の視点を持ち、確固とした大人の態度を取ることのできる大人の参加が必要である。一方で大人達は子どもを上から見下げるのではなく、子どもの目線に合わせることも必要である。子ども達はそういう大人との関わりや遊びの中から上下関係、横のつながりを学んで行く。

大人はつい上の方からモノを言いがちであるが、そうではなく、ただうるさい大人と敬遠されない態度を心がけることが必要であろう。どこでも誰にでも声を掛けられる地域の大人であり、子ども達から「助け」を求められるような大人の参加が求められる。

川崎市には様々なスポーツ施設、社会教育施設があるが、子ども達が気軽に一人で利用できる機会は少ない。その理由としては、居住地から遠くにあることや、交通が不便であること、利用料金がかかること等、様々な要因が考えられるが、それ以外の要因として、自分の目の届かない場所へ一人で行かせる事への保護者の不安も挙げられるだろう。

気軽に利用できるような施設が、自分が住んでいる近隣に出来れば利用回数も増加するのではないか。子ども達が自由に出入りできて利用しやすい場所（「川崎市子ども夢パーク」など）がもっと近くにあれば、子ども達が欲しい「居場所」の一つになるであろう。

## 地域の居場所を作る

「子ども達自身が考え、お互いに遊びを提案する所。そして作り上げていく所」、そんな場所が自分達の住んでいる区にあれば利用しやすく、利用回数も増え、親も安心して送り出せるようになるのではないか。

そのためには地域の力が必要である。地域が共通の理解を持ち、地域の中に「子ども達の居場所」を作るのが理想であろうが、実現はなかなか難しい。開放時間の延長、音、子ども達の声など、もっと地域での理解と協力が不可欠である。大きな気持ちで子ども達を見守っていくこと、それが地域の「共育力」、「共育愛」と言えるのではないだろうか。

大人が考える子どもの「居場所」と、子どもが考える「居場所」に違いがあるのかもしれないが、大人が考える子どもの「居場所」と、子どもが考える「居場所」の意識の開きを埋めるために、大人達と子ども達、そして行政も関わりながら十分に話し合う時間を作り、そして「家庭」も参加して、地域・家庭・学校のトライアングルで子ども達を育てていく必要がある。

大人達は子ども達を大事に大切に思っていることを子ども達に伝え、子ども達みんなが「愛され

ている」と感じる事が大切である。そのために、地域の方々、こども文化センターやわくわくプラザ等が、子どもの意見も積極的に取り入れ、お互いが十分話し合い、理解を深めていくことが大切であろう。

## **(6) 青少年育成の課題とネットワーク**

### 人間関係の希薄を補うためのネットワーク

人は人との関わり合いから誰もが自分の存在に気づき、自分の「生」を健やかに育んでいく。それを支援するネットワークが必要である。

幼年期から青少年育成団体などに加わり活動してきた子ども達の例を見ても、中学校に入る際にその数は半減し、高校でさらに半減する。成人に達してからも社会参加を続けていくのはほんの一握りの人数であり、社会全体が連携して生きていくという意識は育ちにくい。親や大人が「社会の中で生きる術」を幼児のときから教えていかないと、人間関係がうまくとれず、感情のコントロールができずに幼児性が残り、犯罪の増加にもつながってゆく。平成 15 年度上半期の少年犯罪は増加しており、その犯罪動機は不可解である。原因の究明はされつつあるものの、人が生きていくために最低必要とされる普遍的規範がこの 50 年で崩壊している。社会のあり方の変化が激しく、大人もその対応について行けないのが現状である。

また、いわゆる「社会的ひきこもり」が増加し、社会的に問題になっている。全国的な実数はなかなか把握できないが、厚生労働省の調査（『「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告』、平成 15 年 3 月）によれば、全国での来所相談件数は 14,000 人以上に及んでいる。来所相談者を年齢別にみると 10 代後半から 20 代前半が中心ではあるが、30 歳以上の相談者が 3 割以上を占めており、「社会的ひきこもり」状況が長期化している様子も推測できる。

家庭崩壊、価値観の変化等、様々な原因は考えられるが、汗を流して働く機会が無くなったこともその一因ではないだろうか。大人自身がこの現状を直視し、いろいろな機会を捉えて社会に関わっていくことが大切と思われる。

### 現代社会の規範を作るためのネットワーク

インターネットは新しい技術による世界規模のネットワークである。今日のインターネットユーザーは世界で数億人といわれ、互いにコミュニケーションをとることができる。新しいコミュニケーションの取り方として急速に普及したものの、実はこれが虚構の世界であることを認識しないと危険ではないか。家に引きこもっていてもインターネットで社会とつながっていると思うかもしれないが、生身の人と人のつながりではない。

インターネットの危険性についてわが国の対応は鈍く、ことに家庭では無防備である。欧米では既に「エクパット（ECPAT）」のような組織がネットワークを持ち、家庭におけるインターネット・アクセス遮断やフィルタリングに取り組んでいる。日本でも早急にフィルタリングを行うネットワーク構築や情報処理能力の育成に力を入れる必要がある。

就職(労働)支援に対するネットワークも、青少年全般について考える時期がきている。人が生きていくために必要な、働くということに対して、取り組み方を見失っている。幼い頃から働くことの経験がなく、子どもが働かなくても生活してこられるため、働く重要性は意識として認識していても、理想と現実がマッチしてこない。さらに社会性が乏しく、無責任とプライドが相まって、定職に就かない、就けない若者も増加している。積極的にいわゆる「フリーター」を選択している若者もいるが、打開策が見当たらないまま、なんとなく「フリーター」になっている者も多い。そういう若者の相談に乗り、若者が技能を習得し、人間としての自信を持つことができるようにしていかなければならない。そのためのカウンセリングを気軽に受けられるように支援機関とのネットワーク作りが必要である。

これらは一市民で打開できることではない。市民、専門家、行政等と一緒に考えて、行動するべきである。机上でなく、実践に通じた、優れた専門家による強いリーダーシップが大切である。青少年の問題は実は大人の問題である。相手の立場に立ち、相対的に物を見る力、地球規模で考え理解していく力を学ぶ必要がある。そのためのネットワークを広げ、大人の意識を改革することが次世代の青少年を育てていく上で必要であろう。

## **(7) 青少年と地域との関わり**

### 地域教育会議について

川崎区の臨港中学校区地域教育会議の場合は、毎年夏休みに、中学校区の病院、福祉施設、商店等の事業所、PTA、卒業生などが関わって、中学生の自主参加による地域体験学習を実施しており、過去5年間で約60箇所の受け入れ先で実施されている。中学生が自発的に参加し、地域で汗を流して働く人の姿を見て、自分の体で仕事を体験してきた。また地域教育会議の働きかけにより、夏祭りで中学生達が町会の神輿を担いだり「よさこいソーラン節」を披露したりする等、地域とのつながりを築く架け橋の役を果たしてきた。

このように地域が関与して小・中学校との関わりを持つ事業を盛んに行っているが、中学校卒業後を対象とした事業は特になく、その年代以降、地域とのつながりは希薄になってしまう。地域活動として、高校生への関わりも必要と思われるが、そこまで発展できていないのが現状である。

### 地域とこども文化センターとの関わりから

平成15年4月、こども文化センターは条例・規則等を改正し、従来の公設公営施設から地域住民が参画する公設民営型へと移行し、小学生だけでなく中学生・高校生の居場所として、これまで以上の条件整備が図られ、児童館としての機能の充実を図っているところである。

その施設運営は財団法人かわさき市民活動センター及び社団法人青丘社に委託され、新たな運営体制が整備された。こども文化センター内には、青少年の健全育成および市民活動を促進し、地域主体のこども文化センターの運営を図るために、「運営協議会」を設置することになった。

この運営協議会の委員構成には、青少年団体、市民活動団体等の組織代表に加え、中・高校生等の青少年も含まれている。また、今回の改正により、社会に貢献する市民活動団体による活動拠点として、各館単位での利用拡充の方向性が打ち出された。

こども文化センターの運営協議会発足に向けた活動として、川崎区田島地域を事例に挙げると、運営協議会の設立に向けて行政と協働で検討を行ってきた。また、設立に向けた活性化のための実践活動として、平成15年10月に田島こども文化センターでまち作り協議会と小学校が協働で児童に竹細工の「ガリガリトンボ」の作り方を教え、一緒に工作時間を体験して喜ばれている。

田島地域の運営協議会では、子どもの居場所の調整、もの作り拠点などの世代間交流をめざした事業展開、子どものケアに関する相談及び専門行政との連携、地域市民団体、個人活動の場所提供、行政、地域、当事者間の調和のとれたパートナーシップの確立、資料管理運営等の体制作り等を運営の基本的イメージとし、組織作りに向けて取り組もうとしている。

### 地域の拠点としていくために

運営協議会等の組織を立ち上げ、地域住民が主体的に取り組んでいくことにより、こども文化センターを地域の拠点として活用し、児童館機能といかに共有させていくかが今後の課題となっている。

とりわけ、こども文化センターを市が中学生・高校生の居場所として条件整備を進めてきたことは重要な点である。(名称の是非は別にして)こども文化センターを青少年活動の核、中・高校生の居場所とし、地域住民が運営に関わっていくことは、実際には容易ではない。中・高校生は何を求めて集まってくるのか、ニーズを的確に把握し、地域で意識を共通化していく必要があると考えるが、そのための方策をどうするか。単なる「居場所」でなく、職能技能を持った地域の人材をストックしておき、催し物の際に指導者として活用する案も田島地域にはあるものの、運営協議会が醸成された組織として育っていない段階であるため、まだそこにまでには至らない状況である。

老人いこいの家等と併設されているこども文化センターも多いが、児童館としての機能を果たしながらも、年代を超えた交流や街作り等、地域の全世代的な活動拠点としてこども文化センターを位置づけていく事が課題であろう。

また、地域教育会議との関係から見れば、こども文化センターを中学校区単位の地域の身近な拠点として有効に活用できないかという期待もある。こども文化センターは、地域の活動拠点として、地域の人のつながり、人材の育成、コーディネーション機能を果たすことも可能なのではないか。

また、こども文化センターを中・高校生の居場所としていくならば、運営に彼ら自身が自主的・主体的に関わっていくような動機づけや工夫が必要であろう。彼らの中から地域のリーダーが育ち、仲間を巻き込み、若者のボランティア、高校生のボランティア、次代の地域リーダーが育っていくことも期待できるであろう。

## 第3章 ネットワーク部会まとめ

### (1) 時系列のネットワークから見えてくるもの

#### 「つながり」が足りない

年代と年代をつなぐ移行期に連携の断続が見られる。中学生期以降は地域との連携が疎遠になる傾向が顕著であるにも関わらず、青少年施策や社会教育施策に携わる行政間の連携、行政と市民の相談機能や情報機能のネットワークが不十分である。

中学生以上の居場所の保障、青少年の社会的な自立と職業体験等の支援に向けて、学校・青少年施設・行政等とのさらなる連携が必要である。そのため、小・中学校の学校の開放と連携を進めていくとともに、子育て支援やこども文化センター等の運営、青少年の自立支援に向け、地域やボランティア、行政内部の人材育成、既存の青少年育成団体等や予算面を含めた行政との連携などが必要である。

#### 「場所」が十分ではない

今後、わくわくプラザの機能の充実及び、乳幼児から中・高校生の居場所や、市民活動の拠点として、こども文化センターの機能の充実が求められる。また、市民館等の市民に身近な施設を市民の生涯活動の拠点として位置づけ、利用を容易にすると共に、団体利用だけでなく個人が利用しやすいように利用方法の改善が必要である。

#### 「関係」が希薄化している

都市化に伴う自然の減少等によって、日常的で安全な遊び空間や集える場所が減少し、生活体験や社会体験、スポーツや文化等とのふれあいの希薄化をもたらしている。遊びを通じた育ち、体験を通じた遊びが減少し、一人遊び、ゲーム等の遊びが主体になってきている。世代間交流による遊びの伝承や創造の希薄化（ボールがないと遊び方が分からない、泥遊びができない等。）があり、幼児教育の重要性が再認識されている。

家族を含め、地域社会が様々な要因から、その機能を十分果たせなくなり、学校・家庭を含む地域の教育力（「共育力」）が低下している。青少年の問題を大人社会の問題として捉え、大人自身が意識の変革をするために、例えば、声を掛け合い、人と人とのつながりを増やすなどして、横の情報のネットワーク化を図ることが必要である。



## **(2)具体的に「つながり」を作るために**

### **具体的な方策案について ~こども文化センターを事例として~**

こども文化センターは、青少年各世代をつなぎ、様々な団体をつなぐ地域拠点である。地域が主体的な活動を推進することで、市民活動の成熟への足がかりとなり得る。

したがって、こども文化センターの運営協議会委員に、各種団体組織代表等のほか、すでに例のあるように中・高校生等青少年が含まれていれば、青少年の利用促進や情報の提供、リーダー育成や活動支援等が推進でき、地域に開かれた場になり得る。今後の一層の充実に向け、次のような点が求められる。

こども文化センター運営協議会を含め、地域住民が参画した運営の充実と発展。

中・高校生の居場所としての設備等の充実や、それを支える地域ボランティア等の参加促進。

乳幼児を中心とした子育てサークル等への一層の活動支援と子育ての情報の提供。地域子育て支援センター、保健福祉センター（旧・保健所）、保育園（所）、母親クラブ等、既存の子育てグループ等との連携及びキーパーソンとしての役割充足。

中学校区地域教育会議の活動の拠点としての位置づけや小・中学校との更なる連携。

蔵書の充実や団体貸し出しシステムの推進と図書館との連携強化。

市民館やその他の社会教育施設との連携及び関係強化。

## **(3)ネットワークを総括して**

これまで見てきたように「つながり」や「ネットワーク」の形成は不十分であるといえよう。形成を促進するためには、青少年の育成を既存の青少年団体、学校、活動する一部の人達だけに依存することから脱却し、地域の個人個人が自覚すること、行政と協働して「地域の子どもを育てる」ことが大切であろう。そのためには、地域における人と人とのつながり、施設等の連携が重要である。

特に、市民館は各区に1館整備されている社会教育の中核施設で、幅広い年齢層を対象にした学級や講座、文化活動の奨励、社会教育関係団体育成等の事業を行っており、各世代をつなぐ機能がある。市民館を地域のネットワーク化の核、市民活動の核として位置づけて他の社会教育施設における青少年対象事業やこども文化センターとの連携、協働促進機能を強化する必要がある。

## **(4)地域での連携と自立を目指すためのキーワード**

### **情報ネットワーク**

地域活動の活性化には市民参加のための活動基盤整備、特に情報を簡便に市民に提供できるネットワークの形成が必要である。そのため、市民は情報を共有化する概念の下に、一人一人が自らネットワークをつないでいく意思を持ち、共有される情報を扱う責任を自覚しなければならない。一方、行政は、地域、団体、個人が連携し合い、情報を共有化するための仕組みの構築・支

援を行わなければならない。

### **市民と行政の協働(各種団体等の横の連携、縦割りから横の流れへ)**

行政から発信する一方向の関係でなく、地域の中で個と個が互いに手を結びあい、草の根的に発信するネットワーク、様々な団体が情報を共有し合い発信していくネットワーク、そして市民と行政が互いに情報を発信しあい共有化するキャッチボールのようなネットワークが重要である。

### **人と人のつながり**

家庭・地域、学校の「共育力」の原点は「人と人とのつながり」である。一人一人のつながりを増やし、堅固なものにすることによってネットワーク化をさらに推進することができる。互いの違いを認め合い、互いが協調しあう中で、温みのあるネットワークを構築していくことができるのである。

## **(5)む す び**

青少年育成の環境にととまらず、市民活動の成熟化を目指したつながりを推進していくためには、市内の各施設を利用しやすい形に変え、各施設がより身近で有効に利用されるようにしていくことが必要である。

市民利用の各施設を結びつける情報の共有化を促進することにより、個々の市民から人と人とのつながりへと発展し、成熟した市民活動への参加が始まり、市民と市民との結びつきの強化や市民と行政との協働に発展していくことが本来のネットワーク化の目的である。

## おわりにかえて < 提 言 >

### ～ 地域の施設をひらき、市民がつながり、温かいネットワークを築くために ～

分権の時代における協働の担い手にふさわしい市民活動の成熟に向けて、第1部では市民館をはじめとする諸施設が市民に十分ひらかれているかどうか、第2部では市民同士の情報共有に基づく人々のつながり・ネットワークが構築されているかどうかについて、ケーススタディーを織り込みながら議論を重ねてきた。

結論から言えば、諸施設の活用については、市民活動としての成熟に向けて積極的に有効利用している市民は全体からみれば限られた一部の人たちに過ぎず、大半の市民は施設に足を運んでいない。地域の施設は市民自ら利用することによって、初めて市民にひらかれた施設となり、市民活動の成熟に向けて欠かせない存在となる。しかしながら、現状では本来の役割と機能とを市民が十分に活用する段階には至っていない。

また、施設間の連携、利用者のつながり・ネットワークの構築においても、乳児期から小・中学生を経て青年期に至る成長過程を時系列に検証した結果、次のことが明らかになった。

青少年をとりまく地域の人々のつながり・人間関係は希薄である。子どもたちを育てる地域社会の教育力は十分であるとは言えない。

子どもたちが自らの人生をたくましく切り開いていく「生きる力」を身に付けさせるには、学校、家庭、地域の連携による子育てが不可欠である。しかし現状は十分な域に達していない。

以上、二つの部会の結論から、現状では、「成熟した市民活動」が十分に展開されているとは言えない。成熟した市民活動とは、広範な市民が自らの手で地域の施設をひらき、活用し、自己教育とその成果に喜びを感じつつ人々がつながり、ネットワークを構築し、行政との協働を通して地域課題の解決に向かう、市民としての当事者意識に裏打ちされた活動である。

そうしたステージに至る市民活動の成熟をめざして、今、行政と市民は何をなすべきか。

市民活動を展開していくには、市民一人ひとりのもつパワー、すなわち「市民力」と、それらをより有機的につなげていく横断的な仕組みが必要である。この両者がうまく噛みあって、初めて、成熟した市民活動が可能となる。そのためには、市民の側、行政の側、それぞれが率直に意見を出し合い、ゆるぎない信頼と協働意識に支えられた仕組みづくりを行う必要がある。そのための方策を、以下、具体的に提言する。

1. 市民館は、市民と行政の協働事業を積極的に進めるとともに、協働に参加できる力量ある市民を育てるために、市民の成熟への歩みを支援する役割を担うこと。そのために、市民館は、区

の社会教育・生涯学習を束ねる機能を持ち、社会教育施設を初めとする地域の諸施設をつなぐネットワークの中核として位置づけられる必要がある。併せて、学習の機会が得にくい人々たちへの支援を事業化し、積極的に生涯学習の機会・場の提供と参加を呼びかけること。

2．市民館は市民にとって欠かせない学びの場である。市民自主学級の実施に当たっては、市民館は成熟をめざす市民の学習を支援するため、従来にも増してサポート体制を整備する必要がある。そのために社会教育を専門とする職員の養成に力を入れること。

3．社会教育施設をはじめとする市民利用の各施設は、本来の役割・機能に加えて、タテ割りの弊害を乗り越える横断的な視野に立って市民の便益に配慮した施設の多機能化を図るべきである。青少年も大人もシニアも共に語らい、学び合える多様で複合的な施設利用への転換を旨として、施設間の連携・協力体制の仕組みづくりを一層進めていく必要がある。横断的なネットワークの仕組みが、人々を横につなぎ、育て、さらにまたつながっていくという交流の循環を作っていくよう、体制の整備を図ること。

4．家庭・地域・学校の連携が生む教育力（共育力）は、子どもの成長にとって不可欠な要素である。共育力を育むには地域における人と人とのつながりが不可欠である。違いを認めあい、協調しあう交流を通して地域における温かみのあるネットワークが構築されていく。人々のつながりが地域の施設をひらいていけるよう、行政はプロデューサーあるいはコーディネーターの役割を担うとともに、行政内部にあっては、組織のタテ割りを越えた、横断的な新しい仕組み作りチャレンジしていくこと。

5．人々のつながりが地域の施設をひらいていくために欠かせないのが情報の共有である。施設ごとの利用案内等を主な内容とする現状の情報提供に加え、施設を横断的につないだ一括情報の提供が必要であり、それがあって初めて情報の共有が可能になる。情報機能のネットワーク化を図り、各団体やグループ・サークルなどの活動計画等が一覧できるインターネット・ホームページや広報紙など、横断的な新しい情報媒体の創出が必要であること。

6．社会教育、生涯学習を通して自らを育て、地域住民の交流を広げていくには、市民一人一人が、自ら人のネットを築いていく自覚を持つことが重要である。個人がいつでも参加できる自発的なつながりの中で、お互いの活動状況等について情報を共有し、様々な市民が出会い交流できる機会や場を作っていく必要があること。

以上の提言を市民と行政が共有し、実現に向けた行動を起こすためには、地域のさまざまな施設を横断的につなぎ、行政・施設と施設を活用する市民とが相互に理解しあえる場を早急に設けることが必要であることを提案し、研究報告書のまとめとしたい。

教育長 河野 和子 様

川崎市社会教育委員の会議  
議長 岡田 守弘

### 市民が主役の社会教育をめざすための川崎市行財政改革プランへの要望

平成 14 年（2002 年）9 月に発表された川崎市行財政改革プラン（以下、「プラン」という。）について、私たち社会教育委員の会議は、委員相互に意見交換を重ね、プランの現状認識及び必要性・改革の方向性等、基本的な考え方に対して一定の理解をするものです。しかしながら、プランの実現に向けては、社会教育委員の会議としての見解を示すとともに、要望すべき事項について意見表明していこうとの合意に至りましたので、ここに要望書を提出いたします。

#### 市民が主役の社会教育の実現にむけて

川崎市は高水準の生涯学習事業等、市民サービスを展開し、確かにその中で育った成熟した市民活動も実現しています。しかし、市民サービスの再構築をするための前提条件になる程に、市民は質（成熟度）も量（数）も育っているというプランの現状認識には疑問があります。成熟している市民活動は更なる成熟へと向かうべく、また一方で、社会教育の果実を未だ得ていない市民、とりわけ「社会的弱者」等への視点・施策を持つことにこそ社会教育の意義があると考えています。

#### 成熟した市民活動を育てる

市場原理が的確に働く領域における民間活力の導入の必要性については原則的に理解しますが、本来、社会教育の機能・役割は、川崎市民としての自覚をもった市民、地方分権の時代に相応しい自立した市民を育てること、成熟した市民活動の出来る市民を育てることにあります。

市民サービスの再構築とりわけ社会教育のソフト系事業の評価・見直し等に関しては、これまでの歩みと実績を踏まえ、かつ将来の生涯学習社会の構築及び地方分権の時代の住民自治に相応しい市民の育成等を念頭に置きながら、今後、より多角的広範な市民との論議を背景に現場での運用において具体的な実効ある改革を要望するものです。

#### 市民活動の仕組みづくり

川崎市では様々な生涯学習事業を直営による学級・講座等で実施してきました。講座開

催等の運営に関し，直営から民間活力としての成熟した市民活動への移行や委託化に際しては，行政として果たす機能と役割とを自覚し，委託する市民活動団体等との効果的な連携の仕組みづくりが必要であり，今後，より広範な市民の意見が反映されるよう要望するものです。

#### 市民活動の場の確保

市民に対する社会教育施設の貸与，活動場所の提供は，社会教育における重要な市民サービスの一環です。プランにおいて，市民サービスの再構築として，市民利用施設のネットワーク化及び学校施設の有効活用が提案されています。公共施設を市民の共有財産として，その地域において税金を使った公共施設整備の必要性の有無，運営組織の民間活力導入等の検討が必要と思いますが，市民利用施設として，市場原理とは異なる別の尺度の視点を持ち，市民意見が反映され，市民活動の利便性の向上等が図れる改革を要望するものです。

社会教育委員の会議といたしましては，上記の観点からプランの「市民サービスの再構築」のあるべき姿を追求し，提案をしていきたいと考えております。

#### 平成14年度・15年度 川崎市社会教育委員

議長	岡田守弘
副議長	大下勝巳
	飯野良久
	沢木光雄
	吉川 猛
	吉田正和
	秋山 薫
	青木 恵美子
	河合 武夫
	島田 佐知子
	石渡 敬一
	島田 潤二
	平川 栄吉
	榊原 正博
	清水 正己
	斉藤 正彦
	中村 紀美子
	川西 和子
	岩本 陽児
	岡崎 チズル

## 参考資料 2

### 平成 1 4 年度・平成 1 5 年度の審議経過

年月日	会議名	会場	主な内容
平成 1 4 年 5 月 1 4 日	第 1 回定例会	中原市民館	委嘱状交付 議長・副議長の選出について
6 月 6 日	(第 2 回定例会)	清川村	各種委員の選出、今後の会議内容・進め方について
7 月 2 3 日	第 3 回定例会	高津市民館	平成 14 年度事業計画・予算案について
9 月 2 4 日	第 4 回定例会	青少年の家	平成 14 年度役員・監事について
1 0 月 2 9 日	第 5 回定例会	とどろきアリーナ	各種大会等の出席委員、研究テーマについて
1 1 月 1 9 日	小委員会	高津市民館	神奈川県社会教育連絡協議会地区研究会、研究テーマについて
1 1 月 2 6 日	第 6 回定例会	高津市民館	川崎市行財政改革プラン及び研究テーマの協議
1 2 月 3 日	小委員会	中原市民館	教育委員・社会教育委員との協議会、神奈川県社会教育連絡協議会地区研究会、研究テーマの選定と進め方について
1 2 月 1 0 日	第 7 回定例会	高津市民館	社会教育委員会からの要望文及び研究テーマの検討について
平成 1 5 年 1 月 2 8 日	教育委員会協議会	教育文化会館	社会教育委員会からの要望文及び研究テーマの検討、神奈川県社会教育連絡協議会理事会について
2 月 2 5 日	第 8 回定例会	中原市民館	議題「新しい社会教育への道筋を求めて」
3 月 2 5 日	第 9 回定例会	高津市民館	平成 15 年度社会教育関係団体への補助金の交付、平成 15 年度生涯学習推進活動方針、平成 15 年度指定都市社会教育委員連絡協議会協議題、研究テーマについて
4 月 2 2 日	第 1 0 回定例会	中原市民館	指定都市社会教育委員連絡協議会協議題、研究テーマについて
			各種大会等の出席について、研究テーマについて

年月日	会議名	会場	主な内容
平成15年	平成15年度		
5月27日	第1回定例会	多摩市民館	各種委員の選出、神奈川県社会教育連絡協議会総会、研究テーマについて
6月24日	第2回定例会	高津市民館	神奈川県社会教育連絡協議会、関東甲信越静社会教育研究大会、研究テーマについて
7月22日	第3回定例会	生涯学習プラザ	神奈川県社会教育連絡協議会地区研究会、関東甲信越静社会教育研究大会、研究テーマについて
8月10日	部会会議	高津市民館	研究テーマ（施設活用部会）について
8月11日	部会調整会議	高津市民館	研究テーマについて
8月31日	部会会議	中原市民館	研究テーマ（ネットワーク部会）について
9月30日	第4回定例会	日吉分館	研究テーマについて
10月20日	正副議長、正副部 会長会議	教育会館	研究テーマについて
10月28日	第5回定例会	高津市民館	研究テーマについて
11月25日	第6回定例会	高津市民館	教育委員・社会教育委員との協議会、研究テーマについて
12月 2日	部会会議	中原市民館	研究テーマ（ネットワーク部会）について
12月 9日	第7回定例会	中原市民館	教育委員・社会教育委員との協議会、研究テーマについて
平成16年			
1月13日	教育委員会協議会	古市場小学校	古市場小学校、子育て広場等施設見学と懇談
2月10日	部会会議	教育文化会館	研究テーマ（ネットワーク部会）について
2月17日	編集会議	高津市民館	研究テーマの編集
2月24日	第8回定例会	高津市民館	研究テーマについて
3月 9日	編集会議	教育委員会	研究テーマの編集
3月23日	第9回定例会	中原市民館	平成16年度社会教育関係団体への補助金の交付、平成16年度生涯学習推進活動方針、研究テーマについて、研究テーマについて
4月27日	第10回定例会	中原市民館	全体の総括



### 参考資料3

## 平成14年度・平成15年度 川崎市社会教育委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
片 山 田 鶴 子	市立千代ヶ丘小学校長	平成15年5月1日から
飯 野 良 久	市立日吉小学校長	平成15年4月30日まで
沢 木 光 雄	市立塚越中学校、平間中学校長	
高 橋 靖 之	市立川崎高等学校長	平成15年5月1日から
吉 川 猛	市立高津高等学校長	平成15年4月30日まで
吉 田 正 和	川崎地域連合副議長	
西 山 克 枝	市PTA連絡協議会会長	平成15年8月1日から
秋 山 薫	市PTA連絡協議会会長	平成15年7月31日まで
青 木 恵 美 子	市地域女性連絡協議会会計	
小 林 美 年 子	市青少年育成連盟副理事長	平成15年5月1日から
河 合 武 夫	市青少年育成連盟副理事長	平成15年4月30日まで
島 田 佐 知 子	市総合文化団体連絡会理事	
石 渡 敬 一	社団法人川崎市幼稚園協会監事	
島 田 潤 二	市全町内会連合会常任理事	
平 川 栄 吉	市レクリエーション連盟副会長	
榊 原 正 博	市 民 公 募	
清 水 正 己	市 民 公 募	
岡 田 守 弘	横浜国立大学教育人間科学部教授	
斉 藤 正 彦	元高津青年会議所理事長	
大 下 勝 巳	おやじの会「いたか」世話人	
中 村 紀 美 子	元青少年問題協議会委員	
川 西 和 子	宮前区地域教育会議副議長	
岩 本 陽 児	和光大学人間関係学部助教授	
岡 崎 チ ズ ル	元麻生市民館社会教育指導員	

= 議長, =副議長

平成14・15年度

川崎市社会教育委員会議研究活動報告書

(提言書)

「市民活動の成熟をめざして」

平成16年(2004年)3月

---

編集 川崎市社会教育委員会議

発行 川崎市教育委員会事務局

生涯学習部生涯学習推進課

044-200-3303

E-mail:88syogai@city.kawasaki.jp

印刷 中溝印刷有限公司

044-222-8755

E-mail:nakamizo@Bremen.or.jp